

# 皇學館論叢

第五十七卷 第四号

(通卷 3 3 1 号)

論 說

全体像提示への助走

——『現人神』『国家神道』という幻想』執筆前史——

……………新田 均 (1)

研究ノート

文禄・慶長の役に関する歴史事典類および

主要な著作の記述の偏りについて……………小川 隆章 (27)

『朝熊嶽儀軌』と「朝熊山縁起」の関係と成立を巡って

……………永田 意頼 (47)

病弱教育の学習指導要領及び教育課程に関する考察

——第二次世界大戦前から近年までの変遷に着目して——

……………藤 澤 憲 (62)

皇學館大學人文學會

(令和 7 年 1 月)

## 皇學館大學人文學會規約

### (総則)

一、本会は、皇學館大學人文學會と称する。

二、本会は、事務所を皇學館大學文学部に置く。

### (目的及び事業)

三、本会は、神道学・国文学・国史学・コミュニケーション学・教育学並びにそれらに関連のある学術的研究を行い、もつて学術の発展に寄与することを目的とする。

四、本会は、前条の目的を達成するため、左の事業を行う。

(一) 機関誌『皇學館論叢』の編輯・刊行(年四回)

(二) 総会・大会・講演会・研究例会などの開催

(三) 研究・調査・見学などの実施

(四) その他必要とする事業

### (会員)

五、本会は、本会の趣旨に賛成する左の二種の会員で組織する。会員は機関誌『皇學館論叢』に研究論文等を投稿することができる。

(一) 正会員 会費年額二千百円を納入する者

(二) 学生会員 皇學館大學文学部、神道学専攻科、大学院文学研究科の在学生で、会費年額千円を納入する者

### (役員)

六、本会に次の役員を置く。

(一) 会長 一名(委員の推薦)

(二) 委員 五名(互選により委員長一名を選出)

(三) 会計監査 二名(学内・学外より各一名)

(四) 事務員 若干名

(二) 役員委員は、文学部各学科及び研究開発推進センターより一名ずつ選出し、必要に応じて学内・学外より査読担当の編輯委員を委嘱する。任期は、二年とする。ただし、重任を妨げない。

### (委員会)

七、本会に次の委員会を置く。

(一) 運営委員会

(二) 編輯委員会

### (改訂)

八、本規約の改訂にあたっては、運営委員会において審議し、本会の総会において承認されるものとする。

### 附則

この規約は、令和六年四月一日から施行する。

### 編輯委員

(五十音順) ※は委員長、●は査読のみ担当)

- ※佐野 真人
- 平石 岳
- 富永 健
- 玉田 貴裕
- 川合 洋子
- 三品 理絵
- 谷戸 佑紀
- 久田松和則
- 中條 敦仁
- 新田 惠三

皇學館論叢 第五十七卷第四号  
令和七年一月十日

# 全体像提示への助走

——『現人神』『国家神道』という幻想』執筆前史——

新 田 均

## □ 要 旨

私は、拙著『現人神』『国家神道』という幻想』の土台となった評論や論文を、平成十一年から平成十三年にかけて六本執筆した。本稿は、それらの中身と拙著との関連を明示しようとするものである。

一本目は『文藝春秋』に掲載された立花隆論文に対する批判である。二本目は当時北海道大学法学部教授だった高見勝利が同大学の『法学研究』に投稿した論文に対する批判である。三本目は、森喜朗首相（当時）の「神の国発言」に対して加えられた批判一般に欠落している論点を補うために執筆した。四本目は「神の国発言」について、宗教学者の山折哲雄が『中央公論』に投稿した批判を吟味したものである。五本目は、部落解放同盟が掲げている「貴族あれば賤族あり」とのテーゼを、「水平社宣言」の起草者・西光万吉の主張に照らして検討したものである。六本目は、首相の靖国参拝についての私の基本的な考え方を、今日の日本人の国家観に欠けているものは何かという観点からまとめたものである。

## □ キーワード

「現人神」 「国家神道」 「神の国発言」 「西光万吉」 「首相の靖国参拝」

## はじめに

私は、「国家神道」論の系譜（上）（下）（平成十一年二月、同年四月）と「近代日本政教関係の時代区分について」（平成十一年七月）の執筆によって、自らが想定している近代日本の政教関係像の概要を提示することができた。その結果、次の課題は、それと相関関係にある日本近代史の全体像を提示し、その中に近代日本の政教関係を位置づけることに移った。この課題に取り組み始めたのが雑誌『正論』（産経新聞社）に連載した「現人神」を一人歩きさせたのは誰か 1-4」（平成十三年十二月号―平成十四年三月号。以下「現人神 1-4」）だった。

そして、この連載を第一部とし、それに第二部を加えて書き上げたのが、『現人神』『国家神道』という幻想（P H P 研究所、平成十五年二月。平成十四年十二月八日脱稿。以下『幻想』）である。この『正論』での連載論文および『幻想』の土台あるいは一部となった評論を、平成十一年から平成十三年にかけて、私は六本執筆した。本稿は、それらの評論の中身と前記の拙論および拙著との関連を明示しようとするものである。

### 一、「イデオロギーに陥った立花隆」<sup>1</sup>

本論文は、『文藝春秋』平成十一年五月号と六月号に掲載された立花隆論文に対する批判である。立花論文の目的は、近代日本で誕生した近代史学は歪んでいたとの認識を前提として、その歪みの原因を指摘しようとするものだった。重野安繹や久米邦武が東大を追われたことや、南北朝正閏論事件等によって、生れたばかりの実証史学は「ほとんど

扼殺」されてしまい、天皇を現人神とする教育が世を覆い、日本人は天皇のために平気で命を捨ててしまうようになり、日本は北朝鮮以上に「異様な国家」になっていったというのが、その論旨だった。この立花論文に対する批判は、筆者が言論界に足を踏み入れるきっかけとなると同時に、著名人に対する村上「国家神道」論の影響の仕方や程度を認識するきっかけともなった。<sup>②</sup> 拙論での批判の要点は三つである。

第一の批判点は、立花が丸山真男流の「明治・大正・昭和連続説」に立って、明治時代後半から昭和時代前期までの日本では、狂信的な天皇主義教育が行われていたと述べていることに對してである。この点に関して、私は、筒井清忠の論文を引用して疑問を呈した。筒井は、日露戦争・欧州大戦の後に、革命的な国際情勢の変化があり、それともなつて、国内では、明治末期から大正初年にかけて、個人主義の影響を強く受けた「煩悶青年」が現れ、彼らにとっては、伝統的な国家主義的忠君愛国教育は満足できないものとなつてしまつたとする。そして、彼らの心を捉えたのは、旧来の国家主義では解決できない自我の問題を取り込んで登場してきた大川周明をはじめとした超国家主義者たちであつたと主張した。<sup>③</sup>

この筒井の議論を受けて、私は「明治時代後半からの学校では、本当に、狂信的な天皇主義教育が行われていたのだろうか」との問題提起を行った。この自らの問題提起に答えるために、この後私は、戦前の小学校の修身と日本史の教科書の記述を調査することにした。そして、その成果を、「現人神」<sup>④</sup>で公表した。

第二の批判点は、立花が「神話教育」によつて、国民が「平気で命を捨てる」ようになったと主張していることについてだつた。ここで、私はまず五百箇頭真の論文に依拠して、第一次世界大戦後において、石原莞爾が、「天皇信仰」

を兵や国民や外国人に納得させる自信がなく、軍隊で護るべき日本がそれに値するかどうかという疑問にとらわれていたこと、その疑問に答えたのが寛克彦が唱えた「古神道」ではなく、田中智学が唱えた「日蓮主義」であったことを指摘した。そして、五百旗頭の「日蓮の影響を無視すれば、石原の思想と行動、さらに太平洋戦争に至る日本の政治史の重要な一面が欠落すると思われる」との指摘を受けて、「昭和初期のテロや事変に関係した人々が学校教育によって「安心立命」を得たり、直接の動機を与えられたりしたのではないことだけは確かなようである」と主張した。

さらに、教育社会学者の広田照幸が「公教育を通じて一般大衆にイデオロギーがそのまま内面化された」という前提に立つのは「ある意味で大変な愚民像である」と指摘しているのを紹介し、彼が陸軍将校の思想を研究した結果、彼らにおいてすら、「私的欲望（立身出世）と家族への孝行と国への奉公との幸福な予定調和」が前提とされていたと主張し、この予定調和が崩れて空虚な超国家主義的言説が充滿したのは、敗色が濃厚になるにつれてのことだったと指摘していることにも触れた。<sup>(6)</sup>

第三の批判点は、彼が「歴史を書くものは善を勧め、悪を懲らしめるように書かねばならないとする思い込み」を「勸善懲悪イデオロギー」と呼び、そのイデオロギーの下では「イデオロギーの背景が通っていれば、少々の史的事実関係のねじ曲げなど、平気で通っていたのである」と書き、この傾向を戦前の日本史学に限定して、戦後はそれが克服されたと主張していることである。この点については、戦後においても、戦前の「万邦無比の国体」という物語を「世界史の基本法則」という物語に置き替えただけで、「与えられた物語の枠内で歴史を語る」という弊習は、実は生きつづけた」という小路田泰直の主張を紹介した。<sup>(7)</sup>そして、戦後においてはマルクス主義が「歴史上の人物や歴史を語るものの倫理性を判定する基準」となり、その基準に沿わない人物、研究者、出来事は「反動」という言葉で貶

められてきたという事実を指摘した。

以上のように、立花の主張を批判した後、私が考える実証史学に則った研究姿勢を示した。「実証史学の客観性とは、史料を駆使して気にくわないイデオロギーを攻撃することではない。また、過去に対して判定者のような態度で臨むことでもない。ただ、客観的に確定できる事実と、当時の人々の「主観」と、歴史家自らの「主観」との危ういバランスの上に、おぼろげまがら浮かび上がってくる「像」を恐る恐る語ることであろう。」(二五八頁)。この姿勢を、その後の私は、節目節目で確認しながら研究を進めていくことになった。

## 二、「論文批評・高見勝利『架空のRegicide—国民主権下の「天孫降臨」神話—』を読む<sup>(8)</sup>」

本論文は、当時北海道大学法学部教授だった高見勝利が同大学の『法学研究』第六六卷第二号(平成十一年六月)に投稿した論文に対する批判である。彼の論文の要点は、以下の様なものだった。

- 一、天皇主権と国民主権は原理的に対立する。
- 二、大日本帝国憲法と日本国憲法では天皇制は全く異質である。
- 三、それにもかかわらず、国民の深層心理の中では天皇制は連続している。
- 四、この深層心理を改造しなければ国民主権原理は国民のものとはならず、一九四五年八月に行ったはずの君主殺し(regicide)も架空のものにとどまり続けるだろう。

以上を骨子とする高見論文に対する私の批判は、総論と各論とに分かれている。総論として私が主張したのは以下

のようなことだった。国民の総意に従って政治が運営されるのが国民主権である。ところが、国民の意識を改造しなければ国民主権を実質化できないとの主張は、一部の知識人の思想を国民の総意の上に置き、彼らを国民の領導者と位置づけている。したがって、この主張は、国民主権の原理に反している。

各論の論点は四つだった。第一は、高見が、天皇制は合理的根拠ではなく、神話、伝統に支えられていると批判している点である。近年の国民国家研究によれば、「国民」という観念も合理的なものではなく、国家も神話と伝統に支えられた「幻想の共同体」である。したがって、高見が国民意識の内容の合理化や理性化を主張するのであれば、まず、そもそも、「国民」という観念そのものが合理的なのかという基本的な問いに答える必要がある。

各論の論点の第二は、大日本帝国憲法下で天皇が統治権を総攬していたことによって、国民の意思が政治に全く反映されない構造になっていたと、高見が主張している点である。この主張では、いくつかの事実が無視されている。一つは、幕末における天皇の権威の上昇は、身分を越えた国民の政治参加の拡大とともに進化したことである。二つ目は、戦前の学界においては、天皇主権説ではなく、天皇機関説が通説だった事実である。第三は、日本の神話に基づく天皇の統治においては、神々の子孫である国民の意思の尊重が前提とされ、天皇個人の恣意的支配が否定される思想構造になっていた点である。

第三の論点は、啓蒙思想家の中江兆民が人民主権論を展開して、天皇の存在を否定していたかのように論じている点である。ところが、高見の主張に反して、中江は、天皇について「平民の目とまし」という評論において、「天子様」



は「一国民衆の頭上に在て別に御位を占めさせ給ふて神様も同様なり」「時勢如何に転ずればとて人情如何に變ずればとて、我国人民の身として、天子様の御位に対し奉りて兎や角と喙を動かす者はよも有らじ」「我国の天子様は御位の尊きことは世界万国に其例無き者なれば、我輩が政府は傭人にて卑しと云へるは無論内閣諸大臣計を云ふことにて、内閣が如何に屢々更迭するも天子様は常に一天万乗の君にて、国会の未だ開けざる今日と既に開けたる二十三年後と少しも變る訳の物では無きと心得可し」と述べている。

第四は、戦前の宮沢俊義の学説についての評価である。高見は宮沢の昭和三年の著書『憲法大意』に依拠して、宮沢が「戦前の天皇制国家につきまとう神話的色彩を払拭し去った国家観」を表明していたと高く評価している。ところが、宮沢は昭和十七年の著書『憲法略説』では次のように書いているのである。

「諸諸の古典に伝へられる皇孫降臨の神勅以来、天照大神の神孫この国に君臨し給ひ、長へにわが国土および人民を統治し給ふべきことの原理が確立し、それがわが統治体制の不動の根底を形成してゐる。」

「天皇ハ神聖ニシテ侵スベカラズ」（第三条）。この規定はわが国は天皇が神の御裔として、現人神としてこれを統治し給ふとする民族的信念の法律的表現である」

これでは、「戦前の天皇制国家につきまとう神話的色彩を払拭し去った」とはとても言えないだろう。ちなみに、宮沢が『憲法大意』で述べている事は、天皇機関説論者だった頃の上杉慎吉が『行政法原理』（明治三十七年）で述べていたことと同様であり、後に上杉は、その説を放棄して、神話に依拠した天皇主権説に転向している。

この論文でとり上げた論点と、それに対する私の見解は『幻想』の基調となった。特に、宮沢俊義については、第

二部第一章第六節「憲法学界への宣教師―宮沢俊義」、同じく第二章第五節「昭和における「臣民たるの義務」の解釈とその変化」において、一層詳しく論じることになった。

### 三、「事実を踏まえて「神の国」を論ぜよ！」<sup>(9)</sup>

平成十二年五月十五日、神道政治連盟国會議員懇談会において、森喜朗内閣総理大臣（当時）が行った挨拶の中で「日本の国、まさに天皇を中心としている神の国であるぞということを国民の皆さんにしつかりと承知していただく、そのために我々が頑張つて来た」との発言があった。この発言は「神の国発言」と呼ばれて波紋を引き起こし、国会やマスコミで盛んに取り上げられた。これを批判する側は「天皇を神だと考え、神なる天皇が支配する日本を、神の国だと云うのは怪しからぬ」と追求し、弁明する側は「そのような考えは持っていない」と反論した。しかし、そもそも「神国思想」の内実は何であり、どのような人々によって主張され、どのような変遷を経て近代まで継続してきたのかについての議論は全くなされなかった。その欠落を補うために執筆したのがこの論文である。

そこで、まずは、第一の論点として、近代における「神国思想」とはどのようなものだったかを取り上げた。それを、教育勅語の発布当時に出版された解説書の記述を示して説明した。

「皇室は臣民の宗家にして臣民は皇室の支族なる是なり」（筒井明俊『勅語私解』明治二十三年）

「我國の地も民も、皆神代の神のひらかせ給ひ、生み成させ給ふ所」「人民は、皆君の末裔なる事はいふもさらなり」

（内藤耻叟『勅語俗訓』明治二十三年）

「我が国の君民は、もと同じ一族より出でたるもの」「中にも、朝鮮または支那人の子孫あれど、これ等も吾が国の風儀に化せられて、共々に朝廷に對して、忠義一途を旨とし来れり」(今泉定介『教育勸語衍義』明治二十四年)

要するに、日本の君主、国民、国土のいずれもが神から生れたと考える三位一体の思想が日本の伝統的な神国思想だとされ、天皇のみを神だと説明していた訳ではないのである。まして、天皇を絶対神と考えるものでは無かったことは、昭和十二年刊行の『国体の本義』でさえ「天皇を現人神というのは、絶対神とか全知全能とかいう意味ではなく」と記していることから明らかだ、と指摘した。

第二の論点は、天皇のみを神だと考えるのが日本の神国思想だとする誤解が広がっているのは何故なのかである。それは、日本の敗戦直後の昭和二十一年元旦に占領軍が日本政府に出させた詔書に起因する。その直前に出された昭和二十年十二月十五日の「神道指令」では、日本の君主、国民、国土のいずれもが神から生れたと考えるのが日本の神国思想だとされていた。ところが、昭和二十一年元旦の詔書では、天皇を神とする思想だけが取り出され、それを否定する内容となっていたことから、「天皇の人間宣言」という呼称で世間に流布されることになった。ここに天皇のみを神だと考えるのが日本の神国思想だとする誤解が広がった原因があると指摘した。

第三の論点は、天皇を天照大神の子孫と考え、日本を神国と呼ぶのは神道家のみだとの思い込みについてである。この思い込みに反して、この思想は他の宗教家や思想家などにも広く共有されてきた。その証拠として、中世については、日蓮の「神国王御書」「高橋入道殿御返事」(編者・堀日亨〈日蓮正宗五十九世法主〉、出版願主・戸田城聖〈創価学会第二代会長〉、発行者・池田大作〈創価学会会長〉『日蓮聖人御書全集』所収)、浄土真宗の存覚の「諸神本懐集」、虎関師鍊

の『元亨釈書』を挙げた。近世については、林羅山、熊沢蕃山、井原西鶴、近松門左衛門、西川如見、石田梅巖、司馬江漢、本多利明などの名を上げた。そして、最後に近代の例として、キリスト者の小崎弘道が「我国が神国であつて其皇室が天孫であり、其国体が特別なる国体であると云ふ事は、決して吾人の信仰と衝突すべき者でない」（『国家と宗教』大正二年）と述べていることを紹介した。

第四の論点は、天皇の神格化が国民を戦争に駆り立てたとの思い込みである。この点に関して、明確な思想的根拠に基づいて戦争を準備し、遂行したのは、近代日本においては石原莞爾だけであり、しかも彼の思想的基盤は、日本の神話ではなく、田中智学が説いた日蓮主義だったことを指摘した。<sup>⑩</sup>

以上の四点を論じた後、「天皇の神格化『国家神道』戦争」という図式も又、実証された歴史ではなく、今のところみんながそう思い込んでいるという「共同幻想」にすぎないと結論づけた。

#### 四、『中央公論』七月号論文・山折哲雄氏に異議あり<sup>⑪</sup>

前記の森喜朗首相（当時）の「神の国発言」に対して、宗教学者の山折哲雄は「森喜朗首相に与う―『鎮守の森』は泣いている―」と題する論文を『中央公論』に投稿して批判した（平成十二年七月号）。山折の主張は、「天皇を中心とする神の国」に「鎮守の森」を対置し、前者が「人工的な似非神道」であるのに対して、後者こそ「日本神道の源流」であり、日本神道は「鎮守の森の奥深くに回帰することによって、真に普遍的な人類の意識を手にすることができる」というものだった。この山折の主張に対して、私は三つの観点から批判を加えた。

第一は「近代神道史の無視」という観点である。「明治国家の過ち」と題した節で山折は、伊藤博文が万世一系の天皇を憲法の基軸に据えたのは、ヨーロッパでの憲法調査によって、天皇がキリスト教に対抗しうるただ一つの精神的原理だと考えるようになったからで、その結果、天照大神がゴットに対比される權威の源泉となり、天皇が憲法において「唯一至高神」に祀り上げられたと述べた。この主張には、日本の近代史に対する多くの無知が含まれている。まず、天皇と神話の神々を結びつける発想は、伊藤の渡欧以前から民間で作成された憲法案に多く存在していた。伊藤の「基軸」発言は、憲法の条文において君主の権力を出来るだけ制限しないようにした理由を説明したものにすぎず、キリスト教への対抗を意図したものではない。教育勅語発布当時の解説書から明らかのように、天皇を「唯一至高神」とする議論は、憲法発布当時にはまだ存在しなかった。<sup>(13)</sup>

山折は、明治憲法で試みられた神道の一神教化を誤魔化すために神道の非宗教化が行われたと述べている。しかし、神道を宗教と区別しようとする議論は明治0年代から存在し、そのための応急処置として、神官の葬儀や説教への関与が禁止されたのは、伊藤博文の渡欧以前、帝国憲法の条文などまだ影も形もなかった明治十五年のことだった。<sup>(13)</sup>

第二は「歴史そのものの無視」という観点である。山折がこの論文で批判したのは「近代神道」だけではない。彼は「平安時代の律令神道」を「国家」の影を深々と宿す人工的な似非神道」、両部神道や吉田神道を密教の「浸食を受けた」神道、垂加神道や復古神道を「儒学や国学の余光を浴びた」神道と断じ、「本来の特色を失った」として全否定している。そして、日本の「歴史を千年、五千年、そして一万年の単位で捉え返し」て「縄文の世界」<sup>(14)</sup>「鎮守の森の原郷」に回帰するべきだと主張したのである。このように超歴史的な観点から、古代以来の神道史を全否定する彼の議論に対して、私は神道家・葦津珍彦の言葉を引用して批判を加えた。

「二十世紀の日本の神道が、原始のままの状況に戻ることに、なんの今日的意味があるのか」「一千三百年の民族の精神の苦闘変遷の歴史をゼロとし、空白化して、皇室による国民精神統合以前の状況に逆戻りさせることは、歴史の変遷、継続、発展の意味を無視し、統一国家に必要な国民精神を混乱させるものではないか」

さらに、山折が昭和二十一年元旦の詔書によって、天皇は唯一至高の神ではなく人間であると宣言したと解説していることについても、当時、侍従次長だった木下道雄の日記を根拠として、一面的だと批判した。

木下によれば、GHQが最初に示した案は、天皇が神の子孫であることを「架空の観念」として否定するものだった。しかし、天皇神孫論を架空の観念として否定することは出来ないと考えた木下は、天皇を「現御神」とする考えを「架空の観念」として否定する文言に改め、これが昭和天皇とGHQとの了承を得て公式な文言となった。つまり、いわゆる「天皇の人間宣言」は、確かに、天皇を唯一至高の神とする観念を否定するものではあったが、同時に、天皇を神の子孫とする観念は否定しないという意図を含んでいたのである。

第三は「神話の基本線の無視」という観点である。山折は、日本神話の根源に位置するのは「縄文の森」であり、日本の神々は死と再生を繰り返すことで神話と歴史とを自然な形で接続する役割を果たしてきたと主張している。しかし、日本神話の主題は、「森」ではなく「稲作」であり、神々の死と再生ではなくて、神々による世界の創造と国家秩序の形成である。この基本線を無視しては「学問的な読み」とは言えないし、文脈を無視して勝手に物語を裁断し、思うに任せて再構成するのは少なくとも「客観的研究方法」ではなからう、と私は批判した。<sup>14)</sup>

## 五、「西光万吉と「神の国」——部落解放と尊皇という二者統一への道」<sup>15)</sup>

平成十二年四月、部落解放同盟三重県連から、私の神道観、天皇観、歴史観を聞きたいとの連絡があった。平成十一年十二月、教員の部落差別発言問題に関連して、三重県立松阪商業高校の校長が自殺するという事件が起きた。その事件について、私が『諸君！』（文藝春秋社）という言論誌で言及したことが、この電話の理由だった。部落解放同盟は、「貴族あれば賤族あり」、つまり「天皇がいるから差別がある」というスローガンを掲げているので、部落差別事件に言及した私の真意が知りたかったのだろう。そこで私が用意した回答を、雑誌に載せたのがこの論文である。<sup>16)</sup>

「天皇がいるから差別がある」というテーゼが真実ならば、天皇を日本国および日本国民統合の象徴と定めている日本国憲法第一条は、法の下での平等を定めた日本国憲法第十四条と矛盾することになる。そうすると、日本国民は、差別をなくすために天皇制度を廃止するか、天皇制度を存続させるために部落差別を容認するかの二者択一を迫られていることになる。本当にこの二者択一しか道はないのか、というのが私の問題意識だった。

この問題に答えるために私が注目したのが、「水平社宣言」の起草者として有名な西光万吉だった。彼は、天皇の下での部落解放を説いていた。その理論は次のようなものだった。

日本神話で語られている天照大神を中心とした高天原は、祭政一致の「原始的同胞共産社会」で、「神話」ではなく「歴史」である。高天原は「男性による私産的権力国家」（地上世界）が発生する前の「母権的共産社会」だった。

この原始社会の伝統を継承している天皇の下で、資本主義を止揚した社会主義国家（高次のな高天原）を実現すれば、資本主義の弊害の一つである部落差別は解消される。

歴史的に日本民族は「各時代の権力為政者に対して、つねに天皇制の權威を通じて高天原以来の同胞愛と共産財を主張してきた」。天皇は民衆の権力者に対する抵抗の根柢として、「民衆の意識に強く深く潜在する社会的本能の帰趨の対象であった」。

日本の部落差別はインドのカースト制の影響を受け、支配階級によって巧みに悪用された仏教思想に由来している。この差別を解消するためには、「奉還思想」と「赤子思想」を普及・徹底して、日本神話の高天原を止揚した高次の高天原の社会を実現しなければならない。前者は、日本人の財産はすべて公の支配の下にあり（皇産）、各人はそれを公益のために管理使用する義務を負っている（分用権）という思想であり、後者は、日本人はことごとく天照大神という中心母性から生れた同胞、すなわち平等な神の子孫であるという思想である。

西光の理論を調べたことで私が獲得できた知見と、その後の研究との関連を以下に列挙する。

一、天皇の下における国民の平等という観点から部落解放を主張した人物がいた。それは「水平社宣言」を書いた西光万吉だった。

二、彼は日本神話を歴史的事実の反映と捉えていた。この「史実反映史観」は、戦前の日本においてかなり有力な学説だったことを、私は後に久米邦武や白鳥庫吉の論文を読むことで理解した。ちなみに、戦後においても、古代史の大家である田中卓は、この神話観に立っている。西光の「史実反映史観」が特殊なのはマルクス主義史観を基礎としている点である。



三、西光は、天皇を「民衆の意識に強く深く潜在する社会的本能の帰趨の対象」と捉えている。これは丸山真男が主張した「歴史意識の「古層」」論の先駆をなすものの様に思える。

四、西光は、日本民族は「各時代の権力為政者に対して、つねに天皇制の権威を通じて高天原以来の同胞愛と共産財を主張してきた」と述べている。これは高森明勅の「天皇―公民」制論の先駆をなす議論のように思える。高森は、天皇という地位は国家の公的統治の理念を表現するものであったとし、さらに「天皇は本来、人民への私的・個別的な支配を一切、排除し否定する存在であり、その地位は人民の公民としての立場と対応するものだった」と主張している。この西光や高森の見解は、後に私が明治維新を「一揆」として捉えるようになるきっかけの一つになっている。

五、西光は、浄土真宗西本願寺派の末寺である西光寺の住職の長男として生れたが、同派が経営していた平安中学で受けた差別によって、僧侶になることを断念した。後に、部落民の大多数を門徒とする東西両本願寺は、部落民の現実的苦痛を浄土への希求に向けさせることによって、現世における解放を妨げただばかりでなく、浄財を搾取して肥え太ってきたとの非難を、水平社から受けることになった。この事実を踏まえると、西光は自らの宗門では得ることのできなかつた現世における理想世界の具体的姿を神道神話の中に見出したと言えそうだ。

六、以上のような学びは、私が神道と浄土真宗の関係の複雑さ、「国体」という概念の習合的性格、あるいは神話のもつ多様な可能性を認識するきっかけとなった。

## 六、「近代国民国家」「日本」の意味から考え直してみよう<sup>17)</sup>

平成十三年四月、自民党の総裁選に出馬した小泉純一郎は、首相に就任すれば靖国神社を公式参拝すると日本遺族会などに伝え、当選して第八十七代総理大臣となった。この年から彼が首相を退任する平成十八年まで、夏になると首相の靖国神社参拝の是非が盛んに論じられた。<sup>18)</sup> 本論文は、首相の公式参拝についての賛否両論を掲載した書籍に載せたものである。

この論文では、首相の靖国参拝についての私の基本的な考え方を、今日の日本人の国家観に欠けているものは何かという観点からまとめた。ここで示した認識は、私がこの後に書くことになる二つの著書『現人神』『国家神道』という幻想』（平成十五年二月、PHP研究所）と『首相が靖国参拝してどこが悪い!!』（平成十七年八月、PHP研究所）の土台となっている。その骨子を目次に従って述べる。

### 一、ほっておいても国は続く、という幻想

首相の靖国参拝に反対する人々の思想的背景には国家は決して滅びないという思い込みがある。そのため、国家の存続を真剣に考え、心血を注ぐ人々は国家主義者や軍国主義者に見えてしまう。この観念は戦後の歴史や公民の教科書によってすり込まれた。ここでは国家と民衆とが対立構造で捉えられ、民衆の絶え間ない抵抗にもかかわらず、国家という不死身の怪物は生き続けて、民衆をイジメ抜いてきた。日本の民衆は、敗戦のお蔭で、ようやくこの怪物を「日本国憲法」という檻に閉じ込めることが出来た。そして、怪物が檻から出ないように見張ることが日本民衆の役

割になった。首相の靖国参拝は、その檻の鍵を壊そうとするもので決して認められない、という論理である。

ところで、市民革命によって人権を勝ち取った欧米の人々は、国家が減びることを知っており、自分たちが勝ち取った人権を保障する組織としての国家を存続させるために、国防を市民の義務とした。それは、一七八八年のアメリカ合衆国憲法の前文、一七八九年のフランスの「人権宣言」、同じく一七九五年の「共和暦三年の権利義務の宣言」等に明記されている。

## 二、明治維新は無意味だったのか

維新の志士たちは、欧米列強に侵略され、植民地化されて、悲惨な状態に置かれているアジアの人々の状況を知って、独立を護るために、日本を強固な中央集権国家に改造することに努めた。ところが、戦後の我々は、明治国家の欠点ばかりをあげつらう歴史教育で育てられたために、国家を護ることの価値が分らなくなっている。

## 三、国が減びては不完全な人権保障すらあり得なかった

明治憲法については、人権保障の不備が指摘されることが多い。しかし、国が減びていたら、その不完全な人権保障すらあり得なかったことを想像してみる必要がある。第二次世界大戦以前は、人種差別が当たり前の世界であった。第一次世界大戦の処理の際に民族自決の原則を唱えたアメリカ大統領のウイルソンでさえ、自国の黒人の地位を向上させることに反対だった。アメリカ海軍における人種隔離規則の明文化に努めたのは、後に大統領となるフランクリン・ルーズベルトだった。黒人の野球選手の大リーグ入りが認められたのは日本が敗戦後に占領されていた時期であり、黒人の参政権が認められたのはなんと一九六八年だった。

このような状況でアメリカの植民地になっていたら、日本人はどんなになっていたのか。それを想像することは非現実的ではない。独立王国だったハワイが、移住者の白人たちによるクーデターによってアメリカに併合されたのは明治三十一年のことだった。私は平成九年にハワイのポリネシア文化センターを訪問し、火踊りを鑑賞したが、そこを経営していたのはモルモン協会だった。日本に例えるなら、伊勢神宮が観光施設にされ、日本人が神道祭祀をショーとして行い、そこをキリスト教会が経営しているといった図式である。植民地化された場合、在来宗教の信仰は踏みにじられ、信教の自由など考慮されることもなかっただろう。

#### 四、私たちの「博愛」はどこまでの拡がりをもっているのか

大東亜戦争の敗北を理由に、明治維新以後の日本の歩みがすべてムダだったかのように語る人々がいる。しかし、経済面に限っても、近代における知識と技術の蓄積がなければ、戦後の高度経済成長はあり得なかった。そもそも資源小国の日本が戦後発展できたのは、まがりなりにも世界が自由貿易体制となったからで、それは大東亜戦争とそれに続いた植民地での独立運動の結果、欧米列強中心の植民地体制が崩壊した結果である。その「結果」から最大の恩恵を受けているのは、戦後の日本人に他ならない。ペリー来航の時点で、小国日本が欧米列強の植民地になると、独立を維持して大日本帝国となり、アメリカと戦って敗れるのでは、その後の「結果」は全く異なる。よく聞く「どうしたら戦争を避けることができたのか」との問いには、「どうしたら、小国日本が、武力に頼らずに、強固な植民地体制と人種差別意識を解体することが出来たのか」という問いが加えられるべきである。戦いを避けて、国際連盟体制の中にとどまっていたら、植民地体制と人種差別意識の世界は変わらず、その中で、列強の末席に甘んじているだけだったのではあるまいか。

こういふと、韓国や中国を犠牲にしても仕方が無かつたといふのかと反発する人もいるだろう。確かに、その反論には一理ある。ただし、それは先祖の歴史を他人事として見ているから言えることで、まずは身近な人々を助けて、それから出来れば他人のことも思いやれるようになるうとするのが順序だろう。すべての人を平等に愛するといふ「博愛」に人類はまだ到達していない。自国の存亡や利害がからめば、他国の犠牲もやむを得ないと考えるのは、今でも国際社会の冷徹な現実である。日本の侵略による被害者の立場を強調し、その痛みを人一倍理解しているはずの中国でさえ、朝鮮戦争に介入し、「懲罰」と称してベトナムに侵攻し、チベットを侵略している。「悲惨な戦争体験」は「平和主義」を育んではない。日本人としては、先祖に対しては深い感謝の念を抱きつつ、手を携えてともに発展することが出来なかつた近隣諸国に対しては痛恨の思いを忘れない。それが世界の現状の中の最も誠実な態度なのではあるまいか。

##### 五、畏敬・慰霊の気持ちを儀式として表現することの意味

畏敬・慰霊の儀式が、今生きている私たちに對して持つ意味は何だろうか。戦後の私たちは肉体的な生命こそ最大の価値であると教えられてきた。自由も民主主義もそれ以上の価値ではない。靖国神社の参拝や儀礼に恐れを感じるのは、大切なのは本当に自分の命だけなのかという問いの前に立たされるからだろう。これこそ正に畏敬・慰霊の儀式の意義である。

靖国の英霊の遺書を見れば、赤の他人のためではなく、「同胞」「仲間」「家族」のために命を捧げようとされたことが分る。このような情緒的一体感がなければ、国防も国民主権もなりたたない。人間は、意識しなければ安易で自己中心的な方面に傾き易い。国防や国民主権の基礎にある覚悟ある公共心を保つためには、畏敬・慰霊の儀式を行う

中で、共同体のために犠牲を払われた人々の思いや願いに共感しようとする意図的努力が必要なのだろう。

ただ、靖国神社に関して注意しなければならないのは、合祀される理由が功績ではなく、国のために犠牲を払ったというただその一点だということであり、地位に関係なく平等に祀られていることである。人の行いに対する巧拙・適不適の評価が時代の移り変わりで変化しても、共同体への献身の価値は変わらない。そうでなければ、上官の命令に対しても、自己判断・自己責任で対処しなければならなくなってしまう。

六、公の施設や儀式は「非宗教的なもの」でなければならないのか

世間には、公の施設や儀式は「非宗教的なもの」でなければならないかのような思い込みがある。しかし、最高裁の判決では、政府が宗教上の儀式と関わりを持つこと自体は憲法違反ではない。その関わり方が、特定の宗教に対する援助・助長や圧迫・干渉になる場合が憲法違反だとされている。

日本と同様の政教分離国であるアメリカの場合、建国以来の伝統にしたがつて、公的な慰霊の儀式は、ユダヤ・キリスト教方式で行われている。例えば、アーリントン国立墓地での儀礼がそうだ。昭和六十一年のスペースシャトルの事故の犠牲者の公式追悼式も、ケネディ宇宙センターでユダヤ・キリスト教方式で行われている。ただし、犠牲者の一人であるオニヅカ中佐は熱心な浄土真宗信者であったため、遺族は公的追悼式に参列した上で、故郷のハワイに帰ってから仏式の法要を営んだ。ここには、宗教についての国家的伝統と個人の信仰とを「寛容の精神」によって調和させようとする知恵が働いている。ただし、日本の場合には、アメリカ合衆国とは異なり、源泉を共有する一つの宗教伝統があるわけではない。このため、公共的なものに対して、様々な宗教がその伝統に従って関わりをもつことを他の宗教が容認するという形での「寛容の精神」、言い換えれば、公的なものの多様な宗教性の相互承認が必要な

のではなからうか。

七、「現人神」教育が戦争を招いたというのは本当か

この節が平成十三年十二月から『正論』に連載することになった「現人神」を一人歩きさせたのは誰かの元になった。ここでの私の主張は以下のようなものだった。まず、戦没者を神式で祀る靖国神社参拝が警戒される理由の一つは、戦前の国家と神道との関係に対する誤解にある。とりわけ、戦前は天皇を「現人神」だとする教育が徹底され、この絶対主義的な天皇観が戦争への道を歩ませたとの主張が根強く存在していた。その例として、私は立花隆が『文藝春秋』平成十一年六月号に載せた論文や山折哲雄が『中央公論』平成十二年七月号に載せた論文を挙げた。

これらの主張への反証として、私は、小学校の教科書に「神と仰ぎ奉る天皇」と書かれるようになったのは昭和十四年からであり、「現御神」の言葉が登場したのは昭和十六年だった事実を指摘した。また、明治時代の啓蒙書に登場する「現人神」という言葉は、天皇も国民もともに神の子孫であるという認識を前提としており、天皇だけを神とするものではなく、まして天皇を絶対神とするものではなかったことも指摘した。そして、その証拠として、山内正如の『万国宗教大意』（明治二十六年）の「是レ国ハ神国、主ハ神胤、民ハ神裔、道ハ神道」という一文を引用した。そして、天皇絶対神論は、社会の片隅に表われた思想が満州事変あたりから有力化したもので、その背景には、日本には有史以来存在しなかった天皇の存在をあらかじめ否定する無政府主義や共産主義が輸入され、さらにそれを侵略の道具とするソビエトという国家が隣に出現するという事態があったのではないかとの予測を述べた。

## 八、「八紘一字」は侵略思想か

この節も「現人神」を一人歩きさせたのは誰か」の元になった。まず、侵略戦争を正当化したと言われる「八紘一字」は、神道家が唱えたものではなく、日蓮主義者の田中智学が唱道したものである事を指摘した。次いで、この思想そのものは「侵略思想」ではなく、「人道の普遍的な原理以上の何ものでもなかった」ことが東京裁判の判決で認定されていることを指摘した。さらに、満州事変を計画・遂行した石原莞爾は、古神道思想を説いた筧克彦ではなく、田中智学の影響を受けていたことも指摘した。そして、戦争を正当化したという理由で批判されるとするならば、まず否定されるべきなのは、これまで数々の戦争を正当化してきた「民主主義」に違いないという長谷川三千子の発言を紹介した。

## 九、戦争から目を背けているのはどっちだ

靖国神社は戦死者だけを英雄視して、その他の犠牲者を差別する施設だと主張している人々がいる。しかし、米国のアーリントン墓地に日本の首相が参拝してもその様な非難は行われない。靖国神社は戦争の苦しみや悲しみから人々の目を背けるための装置であるとの批判もある。靖国神社が運営する博物館である遊就館での展示を見て多くの人々が涙を流しているが、そこに苦しみや悲しみの感情が含まれていないとどうして断定できるのだろうか。民衆を戦争に動員するための装置だとの主張もあるが、靖国神社に参拝した結果、また戦争を起して、英霊として祀られたいと願うようになった人などいるのだろうか。靖国神社は味方のみを祀る非人道的な施設だとの批判もある。ほとんど知られていないが、靖国神社の前身である東京招魂社の創建後、明治七年八月、明治政府は戊辰戦争での賊軍の遺



族がその祭祀を憚っていることを知り、追悼のための墓標の建設を許可している。政府としては祀らないが、遺族の慰霊は認めるといふのは、敵にも味方にも配慮した上での極めて人道的な政策ではなからうか。

十、何故、靖国神社でなければならないのか

戦死者を祀るのが何故、神式で、靖国神社でなければならないのか。この問いに答える前に、私はあまり知られていない幾つかの事実を指摘した。まず、戦死者の祭祀を靖国神社や神式が独占してきたわけではないこと。戦死者を顕彰する施設として全国で忠魂碑が建てられているが、その前での追悼式は仏式も多い。軍隊における公葬は圧倒的に仏式だった。靖国神社そのものも、遺族の参拝時には神式には固執せず、神前で念仏や題目を唱えたり、酒やおはぎを供えて死者に語りかけたりという行為を認めてきた。そうしたこともあって、敗戦後に占領軍が靖国神社を廃止しようとした時、カトリックの神父達は、宗派を超えた国民的なモニュメントであるという理由で、廃止に反対した。

さて、戦死者を祀るのが何故、神式で、靖国神社でなければならないのかであるが、それは、神式という形式は、生き残った者たちが斃れていった同志の御霊を祀るのに相応しい形式として選び取り、後の人々がその形式を踏襲することによって彼らの思いに連なることを望んだために、公的なものとしてこれまで続いてきたという歴史があるからだ。したがって、国の指導者が公的な立場で参拝する場合は、戦死者の思いや生き様を、この国の歴史の中に繋ぎ止めるために、歴史的・国民的に合意されてきた作法に則るべきである。そして、共同体としての国家という観点からは、首相の参拝よりも、天皇陛下下の参拝の方がはるかに重要だと思われる。

## おわりに

以上、六本の評論を書き上げた後、私は「現人神」という概念の出現とその影響力の拡大を中核に据えて、日本の近代史全体の流れ中に、政府と神道との関係を位置づけることを目指した。それが「現人神」を一人歩きさせたのは誰かの『正論』への連載だった。さらに、その連載を第一部とし、それに「国家神道」という概念の出現とその影響力の拡大、この概念を構成する主要な要素についての検討を第二部として付け加えて、『現人神』『国家神道』という幻想』を書き上げた。次回の拙稿においては、いよいよ、その拙著の構想の特徴や、その後のこの分野の研究に与えた影響などについて述べることにしたい。

## 註

- (1) 『正論』産経新聞社、平成十一年八月。皇學館大学学術リポジトリ、所収。 [https://kogakkan.repo.nii.ac.jp/search?page=1&size=100&sort=controlnumber&search\\_type=2&q=91](https://kogakkan.repo.nii.ac.jp/search?page=1&size=100&sort=controlnumber&search_type=2&q=91)

後に「立花先生、お気を確かに！」と改題して、拙著『一刀両断——先生、もっと勉強なさい！——』国書刊行会、平成十四年三月に所収。

ちなみに、大学における業績評価において、オピニオン誌への投稿はMISに分類されて、専門誌への投稿よりも低く扱われる傾向がある。しかし、売れる文かそうでないかを見分けることを仕事としている編集者の眼鏡にかなひ、多くの読者の批判にも晒されるオピニオン誌への投稿が、学内誌と同等以下の評価しか受けられないのは正当とは言えないように思う。また、オピニオン誌への投稿を軽視する風潮は研究者の思考を脆弱にしているようにも思う。

- (2) 『幻想』の第一部第一章の冒頭部分を、私はこの論文に基づいて執筆した。
- (3) この部分は、『幻想』第一部第四章第四節の「思想国難」の複雑さに反映させた。
- (4) 皇學館大学学術リポジトリ、所収。 <https://kogakkan.repo.nii.ac.jp/records/419>
- (5) この部分も、『幻想』第一部第四章第四節の「思想国難」の複雑さに反映させた。
- (6) この広田の「予定調和が崩れて空虚な超国家主義的言説が充滿したのは、敗色が濃厚になるにつれてのことだった」との指摘にヒントを得て、私は小磯国昭が昭和十九年のラジオ放送で「天皇は宇宙絶対の神」と述べた演説に行き着き、それを『幻想』第一部第五章第六節(九四頁)に書き込んだ(新版『現人神』『国家神道』という幻想——「絶対神」を呼び出したのは誰か——神社新報社、平成二十六年四月では、第一部第五章第四節に変更)。
- ちなみに、広田がいうところの「大変な愚民像」に立っている論者として、後に私は古川隆久の業績を批判することになった。拙論「古川隆久『建国神話の社会史——史実と虚偽の境界——』を吟味する」、皇學館大学創立百四十周年・再興六十周年記念『皇学論纂』皇學館大学、令和四年三月、二三〇—二三二頁。皇學館大学学術リポジトリ、所収。 <https://kogakkan.repo.nii.ac.jp/records/799>
- (7) 「閉塞する日本史——神話教育の復活の前に——」吉川弘文館編『本郷』、一九九九年五月号。
- (8) 『皇學館大学文学部紀要』第三八輯、平成十一年十二月。皇學館大学学術リポジトリ、所収。 <https://kogakkan.repo.nii.ac.jp/records/2000119>
- 後に「高見先生、それって本心ですか？」と改題して、拙著『一刀両断——先生、もっと勉強しなさい！——』に所収。
- (9) 『東海の息吹』臨時増刊、平成十二年六月号。後に、拙著『一刀両断——先生、もっと勉強しなさい！——』に所収。
- (10) 石原莞爾や田中智学の存在と思想に何回か触れることを通して、私は、現人神思想や神国思想の普及や急進化には、多様な人物や思想や運動が関わっていたのではないかと考えるようになった。そして、それを明らかにすることを一つの目的として、『現人神』を一人歩きさせたのは誰か』を執筆した。
- (11) 『諸君！』文藝春秋社、平成十二年九月号。後に「山折先生、不勉強ですぞ！(1)」と改題して、拙著『一刀両断——先生、もっと勉強しなさい！——』に所収。

と勉強なさい!」に所収。

- (12) この論文の時点では、私はまだ、天皇を「唯一至高神」とする主張がいつ、誰によって始められたのかを把握していなかった。それを明示したのが、「現人神2」の「現人神の創作者たちの登場」の節である。

- (13) 「近代神道史の無視」という視点に付加して、私は、今日の研究者が見落としている明治の政教関係の困難さを語った。

それまで日本に存在しなかった「宗教」という新しい概念を早急に理解し、理解するだけでなく、それを政策に反映しなければならなかった。これだけでも困難な仕事なのに、欧米諸国が一九六〇年代以降になってようやく直面することになった課題に対しても、近代化への出発時点で取り組まなければならなかった。キリスト教という「新たに進出したきた伝統宗教への対応」と江戸時代以降に発生した「新宗教への対応」である。欧米諸国が、イスラム教という新たな伝統宗教の進出と、「セクト」あるいは「カルト」と呼ばれる様々な新宗教の出現という現象に直面して、信教の自由や政教分離の原則に対する再検討を迫られるようになったのは極最近のことなのである。

- (14) こうした歴史を無視した縄文贅美の言説の裏には、先人の努力によって歴史的に形成されてきた国家秩序を破壊したいとの欲求が潜んでいると私は見ている。このような言説に出会うことで、私の関心は、次第に、より良い国家秩序の形成を目指す改革と、改革に伴う不安定化への対処との間での葛藤という面に注がれていくことになった。また、歴史解釈における基本線や文脈を如何に認識するのか、も大きな課題となっていた。

- (15) 『正論』産経新聞社、平成十三年二月号。

- (16) 部落解放同盟三重県連との会合は、相手の側の責任者の体調不良などがあり、結局日程調整がつかず、実現しなかった。

- (17) 『靖国神社をどう考えるか?—公式参拝の是非をめぐって—』小学館文庫、平成十三年八月。

- (18) 小泉は、平成十三年から十七年までは国内外からの批判に配慮して八月十五日以外に参拝し、自民党総裁の任期が満了する平成十八年になって八月十五日に参拝した。

# 文禄・慶長の役に関する歴史事典類および 主要な著作の記述の偏りについて

小川 隆 章

## □ 要 旨

本稿では文禄・慶長の役を調べようとするときに我々が参照する歴史事典類と基本図書とみられる著作の文禄・慶長の役についての記述に偏り・欠陥があるのでないか、検討を行った。朝鮮水軍が優勢のうちに、日本水軍を圧倒したのは文禄の役の初めの数ヶ月のみであり、肥前名護屋と釜山を結ぶ補給連絡ルートは断絶したことはなかった。慶長の役では朝鮮水軍は漆川梁海戦（巨濟島海戦、唐島の戦い）で壊滅的大敗を喫して、その後日本軍は李舜臣と朝鮮水軍の妨害を受けることなく、作戦目的を果たしている。

日本の歴史家・著述家は李舜臣の功績を過度に評価して、慶長二年九月から日本軍が半島南海岸へ撤収して城を築いて籠城体制をとったことも、李舜臣の活躍を恐れたためとまで述べる。日本史の事典類や主要な著作で、秀吉は慶長四年に第三次侵攻を企画し、生前に過半数の将兵を帰国させていたことにも言及しないものが多いことが判明した。

## □ キーワード

文禄・慶長の役、水軍、海戦、李舜臣、亀甲船

## 一…本稿の主題

文禄・慶長の役に関する多くの記述に誤りが見られる。特に李舜臣と朝鮮の水軍の戦いに関する記述に問題があるように感じる。文禄の役については閑山島海戦の朝鮮側勝利を過大に評価し、「日本の補給路を断つた」とまで記述する書物が少なくない。また、慶長の役でも、「李舜臣の活躍によって、日本軍は漢城への侵攻を躊躇し、守勢になった日本軍は南岸のいくつかの倭城へ立てこもったが、秀吉の死によって撤退した」とする記述を見かける。筆者は文禄・慶長の役について、部分的に一部の誤りを考察してきた。<sup>(注1)</sup> 本稿では我々が文禄・慶長の役を調べようとするとときに参照する歴史事典や基本的著作における偏り・誤りについて全体にわたり考察をしてみたい。

## 二…文禄の役について

平凡社の『日本史大事典』（一九九三年発刊）全七巻のうち、第五巻に「文禄・慶長の役」を執筆しているのは前半の「日本側の状況」を三鬼清一郎氏、後半の「朝鮮側の対応と戦局の推移」を矢沢康祐氏が執筆された。矢沢氏の執筆箇所には、「明軍

は漢城付近の戦場で大敗すると戦意を失い、講和に期待をかける。九三年二月に約三万人の日本軍が漢城付近で朝鮮軍に大敗し、そのため小西行長は講和に期待をかける」とあるが、明軍の大敗というのは碧蹄館での敗北を指し、一方日本軍三万人が朝鮮軍に大敗というのは幸州山城の戦いであろう。丘の上に築かれた要塞に籠った権慄率いる朝鮮軍を日本軍が攻撃したが、地形を生かして有利に戦う山城を落とせず撤退したということで、野戦で敗北を喫したのとは意味が違うので、誤解を招く記述に感じる。なお、日本軍の攻撃を退けたものの権慄は幸州山城を放棄して臨津江以北へ撤退したため、戦略上の意味は薄かった。<sup>(注2)</sup> 吉川弘文館の『国史大辞典』全十七巻中、第十二巻（国史大辞典編集委員会・編、吉川弘文館、一九九一年）の「文禄・慶長の役」の項目は北島万次氏が執筆者である。ここで気になることをみると、文禄の役について、「李舜臣の率いる朝鮮水軍は日本水軍を破って日本の補給路をとめ……」という箇所だ。一時的にせよ、日本の補給路を止めたことがあったろうか。朝鮮半島南西部の全羅道の麗水を拠点（水軍節度使の軍営・水宮）とする李舜臣が率いる朝鮮水軍は日本軍の上陸地であり、最大の拠点であり続けた釜山浦を総攻撃した文禄元年（天正二十年）九月一日は確かに日本の船の出入りができなかったが、それ以外の日は肥前名護屋とここ釜山浦を結ぶ補給路が

遮断された事実はない。北島氏は小学館の『日本歴史大事典』でも「文禄・慶長の役」を執筆された。「義兵の決起とともに李舜臣の率いる朝鮮水軍も日本水軍を破って（↓閑山島の戦い）、日本の補給路を止め・・・」と述べている。「補給路を脅かし・・・」ならわかるが、止めるところまで行っていたか疑問だ。筆者は前稿（李舜臣と文禄・慶長の役の海戦について）においてこの件について論じたので、一部重複するが、考察したい。

文禄の役では全羅道の麗水に本拠を置いていた全羅左水営から李舜臣は東側・慶尚道の海域へ五回の出撃をして、慶尚右水使の元均、および全羅右水使の李億祺と連合して秀吉軍の船を探し出して攻撃を加えた。第一回および第二回の出撃はいずれも戦闘員が上陸して内陸部へ進撃して乗組員とわずかな守備兵が待機する日本の船を攻撃して戦果をあげたものといっているだろう。第三回出撃の閑山島海戦（七月八日、和暦七月七日）と二日後の安骨浦海戦こそ本格的な海戦である。日本船の被害の報告を受けた秀吉から命じられ、都近くにおいて、秀吉の渡海・漢城進駐の為の伝えの城を建築中の脇坂安治・加藤嘉明・九鬼嘉隆が釜山に戻り戦支度をして朝鮮水軍に対抗するよう命じられたものだ。脇坂安治は都近くの竜仁において、五万の朝鮮軍を撃退して秀吉から感状を得たばかりでもあり、朝鮮水軍を甘

く見て、先に支度ができると、まだ準備中の二人を残して単独で出撃した。見乃梁で朝鮮水軍と遭遇し、閑山島沖に誘引され、鶴翼の陣で捕捉され惨敗を喫した。脇坂に先を越された九鬼と加藤嘉明は急ぎ後を追うが、脇坂の惨敗を知ると近くの安骨浦へ退避し、ここへ朝鮮水軍が押し寄せ安骨浦海戦となる。ここでは脇坂ほどの惨敗を免れたが、朝鮮水軍の意外な強さを思い知らされた。

この閑山島海戦は韓国において、とてつもない大勝利とされる。李舜臣を祀る「李忠武神道碑」では「賊船は海いっぱいに攻め寄せてきたので、退却しながら、これを閑山島沖に誘い出し、七十余隻を打ち破った。賊将平秀家（脇坂安治が正しい）は逃走し、死者数万人を出して、日本兵は恐れ震えた」と記す。<sup>(注3)</sup>なぜ死者数万人になるのか。時の領議政（総理大臣）柳成龍が引退後にこの戦役を振り返って後世に教訓として残すため著した『懲愆録』によると、秀吉軍の先鋒小西行長が平壤に至り、明国との国境の町義州に逃げていた国王宣祖に書簡を寄せて、「日本の水師十万がまた西海から到来する。大王の竜御は、ここからどこへ行かれるというのか」と降伏を勧告した。国王に付き添っていた柳成龍はこれを真に受けて、日本軍の水陸併進策がある、十万の日本水軍が西海岸からやって来る計画なのだ、と受け取った。<sup>(注4)</sup>閑山島海戦はこの十万の日本水軍が西海岸へ向

文禄・慶長の役に関する歴史事典および主要な著作の記述の偏りについて（小川）



かうのを挫折させた。したがって、日本軍のこのときの死者数万となる。李舜臣自身がのちに、「壬辰より五六六年の間に至るまで、賊敢えて直に両湖（全羅道と忠清道）を突かざるは舟師の其の路を扼するを以てなり・・・」と上啓文に述べている。<sup>(注9)</sup>二〇二二年公開され七百万人の観客を動員、翌年日本でも公開された「ハンサン・竜の出現」という映画がこの閑山島海戦を描いた作品である。映画では脇坂安治は徳川家康並みの大名であるかのように登場している（実際には脇坂は淡路洲本三万石の小大名であり、動員数わずか千五百人である）。<sup>(注10)</sup>徳富蘇峰『近世日本国民史』第七卷（朝鮮役上巻）<sup>(注11)</sup>はマードックの『日本史』<sup>(注12)</sup>に引用されたハルバートの『朝鮮史』の一節を紹介している。

「此の一戦は、朝鮮におけるサラミスの海戦と称するも不可なした。此れが秀吉の朝鮮征伐に向かつて、死刑の宣告を為したのだ。これが秀吉の大企画たる、支那征服の猛志を挫折せしめた。爾來戦争は数年に亘りて長引きたるも、それは唯だ秀吉の失望を緩和せんとするに過ぎなかつた」

これについて、徳富蘇峰は「聊か言い過ぎたるようだが、その後の総勘定から見れば、先ずその通りであるといふも、大なる差支えはあるまい」と肯定している。現在では、ハルバートのこの原文はインターネットで読むことができる。<sup>(注13)</sup>これをみる

と、「東方の水平線上に十万の兵員を乗せた広大な大艦隊が現れた」などと記すところもあり、ハルバートは大真面目で、李舜臣が指揮して脇坂勢を破った海戦を古代ギリシアの連合艦隊がペルシアの大艦隊に勝利したサラミス海戦に匹敵すると評価していることがわかる。韓国人が運営するいくつものサイトがこの閑山島海戦を世界四大海戦の一つとしている。<sup>(注14)</sup>

意外なことに、日本の近世史の研究者として名高い、笠谷和比古氏や上垣外憲一氏までがこの「日本軍の水陸併進作戦を挫折させた」という李舜臣の戦いを高く評価している。また、水軍の研究者たちもかりである。

上垣外憲一氏『文禄・慶長の役、空虚なる御陣』<sup>(注15)</sup>「閑山島海戦と呼ばれるこの戦いで、朝鮮の南岸制海権は完全に朝鮮水軍が掌握することになる。李舜臣は三道水軍を合わせ指揮する統制使に任命され、日本軍の西行の道を抑えることになる。日本軍が開こうと目論見た西海岸を北上する道はこうして閉ざされ・・・（中略）小西行長は平壤から朝鮮国王に書を呈し、日本の舟師十万が西方より来る、大王はどこに逃げようとするのかと恫喝し、投降を勧めたのだが、ついに西海の日本軍は来ることはなかつたのである。行長の進軍は平壤で一頓挫し、ここに貯えられた十万石の兵糧をあてにして守城の体制をとつた」と述べる。このほか以下の四氏も同様の見解を展開している。<sup>(注16)</sup>



笠谷・黒田『秀吉の野望と誤算、文禄・慶長の役と関が原合戦』

宇田川武久氏『戦国水軍の興亡』

佐藤和夫氏『水軍の日本史（下）』

倉谷昌伺氏『朝鮮水軍の変遷と倭の水軍への対応』『軍事史

#### 学五三卷一号』

ところがこれらと違った見方をしているのは有馬成甫である。『朝鮮役水軍史』<sup>(注14)</sup>に閑山島海戦について、「茲に一言すべきは、此海戦が朝鮮役の全作戦に影響を及ぼしたと論ずる議論に對してである」として、徳富蘇峰と同じハルバートの一節を引用し、「これに似たる議論は我が国の史家にも、すなわち此の海戦の敗北を以て海上権の失墜と見做し、はなはだしきは小西行長が平壤より進出する能はざりしこともこの海戦に敗を採つたことに起因すると論じているのである。然しながらこの海戦に参加した日本水軍は決して全水軍ではなく、僅かに脇坂の一軍にすぎなかったために、此の海戦が何等陸上軍の行動に影響を与えざりしのみならず、我が水軍にとつて善き刺戟となり、初めて真剣なる海上作戦を計画するに至つた好影響を与へ、遂に慶長役に朝鮮水軍を全滅するに至つた基因を為したのであつて、此の一戦をもつて全戦局の運命を決したる会戦と見るのは当たらないと信ずる」と述べた。

また、韓国の軍事史の専門家である李炯錫は『壬辰戦乱史』<sup>(注15)</sup>（上巻）に、「海戦史上最も燦然たる閑山島海戦が展開された（中略）彼我、ほぼ同じ兵力で戦い、決定的な勝敗が決まつた海戦であり、李舜臣にとつても、生涯中もつとも会心の大勝であつたと思われる」と述べ、同書四九九頁に、「元来、日本軍は、西海上に機動しようとする作戦計画を立てていたのではなく、水軍は唯、朝鮮海峡の連絡用に固定させようとしたのである。・・・柳成龍は、敵が海路による北上を企てた証拠として、小西行長が平壤で宣祖への書状の中に、日本水軍十万が西海から北上中である今、大王はまた何処へ蒙塵いたしまするか」と記しているが、このような文面は、これすべて、小西行長の個人的恐喝に過ぎず、秀吉の計画には、始めからなかつたものであることは、論証をまたない事実である」と喝破している。

そもそも秀吉は十万の水軍なぞ準備していない。文禄の役の陣立書から「船手衆」は脇坂・九鬼・加藤嘉明・藤堂高虎・来島通総のほか、動員兵力数百人の普通達長・桑山一晴・同貞治・堀内氏善・杉若氏宗まで合計九千二百人となつている。これに<sup>(注16)</sup>諸大名の船手組織を加えても最大一万五千人程度であり、水軍として運用できるのはその程度なのだ。

日本軍最大の拠点は釜山であり、釜山―肥前名護屋のルート<sup>(注17)</sup>を断ち切らなければ、制海権を完全に掌握とはいえない。九

文禄・慶長の役に関する歴史事典類および主要な著作の記述の偏りについて（小川）

月一日、朝鮮水軍は総力を挙げて釜山を海から襲撃する。日本側は湾内各所に合計四七〇隻ほどの船を停泊させていた（李舜臣の報告）が、ほとんど船を出さず、主として陸上六ヶ所からの弓矢・鉄砲での射撃によって応戦した。亀甲船を前面にして迫撃し日本の船百余隻を沈めてというが、亀甲船に拠って最前線で戦っていた鹿島万戸鄭運が日本側の発射した朝鮮式の大鉄丸によって戦死した。李舜臣は右腕ともたよる鄭運の戦死を痛惜したことが李朝実録に載る。その李朝実録には「李舜臣等、釜山の賊屯を攻めて克たず」と総括したとおり、倭軍の根拠地を覆滅することはできなかった。そして、翌年二月まで朝鮮水軍は目立った動きを見せていない。文禄二年二月によくやく李舜臣らは釜山の西側二五kmの熊川を五回にわたって攻撃するが、日本側は船を出さず、陸上からの銃撃で応戦、目立った戦果を得られずじまいであった。むしろ一時、朝鮮側の船が浅瀬（注17）に乗り上げ二隻の船が脇坂らに奪われるという逆襲を受けた。

北島万次氏は「釜山浦の海戦で、朝鮮水軍は十分目的を果たせなかったものの、これにより制海権は朝鮮水軍が握ることとなった。この結果、日本側は十六万に達する兵力を朝鮮に送ったものの、その補給路を断たれることとなったのである」と結論（注18）しているが、これは無理があるだろう。九月一日の釜山浦海戦の後、李舜臣は二度と釜山の日本軍本拠地を襲撃することは

できず、釜山の西二五kmほどの熊川及び安骨浦でさえ日本軍に撃退されているのである。釜山周辺は日本側にとって安全な海になっていったのだ。

面白いことに、笠谷・黒田氏は上記の著書（一一二頁）で「李舜臣、釜山浦に突入す」の小見出しのもと、釜山浦海戦を記述する際に、「李舜臣の『壬辰状草』に記された状況を見ても、秀吉軍が八月中に内陸部から釜山周辺へ、逃遁<sup>レ</sup>しつつあったのは明らかだ」と述べている。李舜臣の判断だから間違いない、との思い込みではないだろうか。李舜臣の判断の材料は、慶尚監司金暉から日本軍が軍勢を南下させているのを退却中の模様だ、と知らせてきたこと、さらに沿岸住民から敵船が釜山に集結中との情報を得たことによる。李炯錫（注19）によると、この時、日本軍は漢城から加藤光泰・木村重茲・小野木縫殿助・糟谷内膳・岡本重政らの軍勢を南下させていたが、これは晋州城攻略と釜山の守備強化のためであって、いつも正確な敵情判断をする李舜臣のこのときの判断は誤判断だったという。戦役の経過を知りうる後世の人間が、この時期に「日本軍が逃遁中」との李舜臣の判断を無批判に肯定するのはおかしい。また、同書一〇四頁に李舜臣が明国の神宗皇帝から賜ったとされる八賜品のうち令牌の写真を掲載しているが、現在韓国統営市の忠烈祠所蔵の八賜品はすべて後世に造られたニセモノであることが明らかに

なっている。<sup>(注20)</sup>

ところで、これら文禄元年の諸海戦で朝鮮水軍が優勢な戦い  
ができた理由はどこにあるだろう。徳富蘇峰は第一に、船その  
ものが比較にならないほど劣り、脆弱であった、ただ木と木を  
縫い合わせ、それに鉄片をはめるのみで、風浪に遭えば、たち  
まち解体する危険があった、船の底が扁平で、船体が低く狭く、  
しかも正面の真帆のみで、順風以外には風を使用しえなかった、  
と述べる。<sup>(注21)</sup> 李炯錫『壬辰戦乱史・下巻』<sup>(注22)</sup>は「日本の軍船はいず  
れも竜骨を用いていなかったため、朝鮮水軍の軍船に較べて脆  
弱で、合戦の際、衝突すれば脆くも破壊されました。」日  
本側は物資や兵員を輸送するための輸送船にすぎないが、朝鮮  
水軍は倭寇対策の歴史があり、常設の水軍基地（水宮）に水軍  
節度使（水使と略称）の指揮のもと、戦闘用に特化した船が配  
属され、船の構造・性能が違う。板屋船を主力として、特殊兵  
船の亀甲船、補助船として伺候船などを用意していた。ソウル  
大学工学部造船工学科教授金在瑾氏『亀船』<sup>(注23)</sup>によると、板屋船  
は「戦士と櫓軍を分け、櫓軍は屋内で櫓役に専念できるように  
し、戦士は櫓軍の妨害を受けずに広くて高い場所で活動できる  
ようにした板屋船、構造が頑丈であった。・・・従来の軍船よ  
り並外れて大きい。高さがきわめて高く、敵がよじ登りにくい。  
斬りあいの上手な日本兵が一人でも乗り込んできたら、もうお

しまいであった。剣術に優れた日本兵が相手の船に飛び乗って  
白兵戦を展開する戦法を採ったのに対して、高い位置から見下  
ろし、弓術・砲術で優れた朝鮮軍が射撃するうえで有利になっ  
ている。砲の射程距離が数百歩に過ぎなかったので、命中率を  
上げるために砲座を高める必要があった」のだ。乱中日記には  
日本軍の大きい船は朝鮮の板屋船ほどの大きさだったと記して  
いる。一方、日本軍の記録には朝鮮の船が自分たちの船より大  
きかった、という記述があるのは、接近した時に板屋船の甲板  
の位置が高く、日本の軍船からはいずれもよじ登りにくいこと  
からそういう印象を受けたのだろう。また、「亀船（亀甲船の  
こと）は板屋船を巧妙に改造して作られた・・・亀船の上粧は  
板屋船の上甲板を除いてその代わりに丸い蓋板をかぶせたもの  
であるが、櫓を漕ぐ櫓軍と戦う軍士を同じ場所に収容するよう  
になった・・・」そして、亀甲船の上蓋には十文字の通路が設  
けられ、それ以外の場所一面に刀鍬が据えられ、敵兵が乗り移  
りにくくなっている。「亀船は場所が狭くて、戦闘効率が悪い  
欠点を持つが、亀船の数が予想外に少なかったこともそのよう  
なところに原因があった」という。亀船（亀甲船）はハルパー  
トが鉄甲船としているが、金在瑾氏は鉄で装甲されていた証拠  
はないとしている。

朝鮮水軍の主要な兵器は刀より弓だった。火砲として、天字、

地字・玄字・黄字・勝字の銃筒と呼ばれるものがあつた。有馬成甫が現存する各種銃筒の写真を示し詳述している。<sup>(注24)</sup> 大將軍箭という強力な火矢、鉄丸や震天雷を発射した。震天雷は朝鮮の李長孫という者の考案により手榴弾のような構造で、球形を為し、落下してのちに爆発する。日本側は焙烙火矢と受け止めたようだ。

前述の閑山島と安骨浦の海戦の敗報が届くと、秀吉は藤堂高虎に大鉄砲三千丁と弾薬を持たせて朝鮮に送り込み、今後は個別の水軍の戦いを禁じ、熊川・安骨浦、その南の加徳島、さらにその南西の巨済島などに城砦を築かせて、陸上兵と共同で朝鮮水軍への防御を固めさせた。また、九鬼嘉隆に安宅船の設計図を造らせ安宅船の増産を急がせた。造船には朝鮮に出兵していない諸大名にも割り当て、亀甲船に対抗するための船囲いに行っている鉄板の供出の割り当ても行った。造船は日本水軍の拠点となっていた熊川においても現地技術者を使役して行った。<sup>(注25)</sup>

米国海軍のハイデイ・ホルツ氏は最近の論文で海軍の勝利のために技術上の優越と人的資源の優越が欠かせない、十六世紀の日本軍による二度の侵攻を受けた朝鮮は水軍の亀甲船と李舜臣という優れた指揮官の存在によって敵軍を撃退できた。李舜臣が失脚し元均が指揮官になると二度目の侵攻に際して、漆川梁海戦で壊滅的敗北を喫した。技術的優越だけでは勝利でき

ない良い例である、という趣旨を述べている。<sup>(注26)</sup> これは文禄の役での水軍の敗北を教訓として、秀吉軍が戦術を変更し戦備を強化したことを考慮していない論議であるとの批判を免れないであろう。

倉谷昌何氏<sup>(注27)</sup>は李朝実録に李舜臣が上啓した内容を紹介している。「倭賊は水戦に不慣れであるわけではなく、ただ、彼らの軍船は遠距離を来ているし、船体も堅固壮大でなく、我が国の軍船のように甲板上に大砲を備えることができません。(中略)もし我が国の船制を模倣して板屋船を多く造り、砲を装備して攻撃してくると対抗することが困難です」(宣祖実録卷六十一、宣祖二十六年万曆二十一年、文禄二年三月)と述べている。李舜臣の懸念が現実の問題となったのが、漆川梁海戦(巨済島の戦い、唐島の戦いとも呼ぶ)ではないのか。

### 三…慶長の役について

北島万次氏の国史大辞典の記述を見ると、「慶長二年二月、秀吉は朝鮮南四道を實力で奪う目的に、再び十四万の軍を朝鮮に派兵し、巨済島の戦いを皮切りに第二次朝鮮侵略が始まったが、これ以後、日本軍と朝鮮・明軍との間に行われた主な戦いは次のものがある。」とし(一)黄石山城の戦い、(二)南原の

戦い、(三) 稷山の戦い、(四) 蔚山城籠城戦、(五) 泗川の戦い、(六) 順天の戦い、(七) 露梁津の戦い、を列挙して戦鬪の経過を終えて、次の「朝鮮侵略の傷跡と影響」の記述へ移っている。巨濟島の戦(漆川梁海戦)はこの大辞典の中に「唐島の戦い」という別項目があるので、内容を何も述べていないが、日本側の水陸連携作戦により朝鮮水軍が殆ど壊滅し、李舜臣失脚後に統制使となった元均、全羅右水使李億祺、忠清水使崔澗をはじめ、歴戦の勇士がごとく戦没し、慶尚右水使裴稷のみが配下の十二隻の板屋船を以て逃亡した。日本歴史大事典では「文禄・慶長の役」のほか、「唐島の戦い」を北島氏が執筆している。ここでは、李舜臣の失脚の理由を、「元の慶尚右水使の元均が妬み、李舜臣を讒言し、冤罪に陥れ自らが水軍統制使となった」と、もっぱら元均の讒言による、としている。しかし、よく知られているように、李舜臣失脚の直接的原因是抗命罪である。小西行長が加藤清正の朝鮮上陸の地点・日付の情報を朝鮮側へもたらし、国王からこの情報に基づき清正を迎え撃てとの命令を受けたが、李舜臣は日本側の罠であることを疑い出動しなかつたことが、引き金となつて失脚した。<sup>(注28)</sup> 文禄の役で、李舜臣の功績を過大評価する人々、例えば、上垣外氏は漆川梁海戦(巨濟島の戦い、唐島の戦い)を、「元均の敗戦」、宇田川武久氏は「元均の惨敗」との小見出しで説明する。李舜臣が水軍統制使

だったなら、こんな負け方をしていなかつたらうに、という含意を持った表現だ。同じ北島氏による『日本歴史大事典』ではほぼ同一の記述であるが、稷山の戦いの後に「鳴梁海戦」を入れている。

さて、日本軍は慶尚道から全羅道へ侵攻する右軍と全羅道へ先行する左軍に分かれて侵攻した。右軍は黃石山城を、左軍は南原城を陥落させ、これに船手の脇坂・藤堂らも加わっていた。日本軍が全州へ向かうと、守将は逃亡し無血入城となった。日本軍は忠清道から京畿道の一部まで侵攻したが、九月中旬頃から一斉に南に向きを変えて、南岸部へ撤退し、築城を始めた。矢沢氏は『日本史大事典』の中で「一五九七年正月、日本軍は朝鮮南部四道の領有を目指して、慶尚道から全羅道、忠清道に侵入したが、朝鮮軍と明軍の反撃を受け、九七年九月から守勢に立った。九八年三月以降は日本軍の守城(倭城)が次々と撃破され、敗北は決定的となった。そして秀吉の死を契機に九八年十月、朝鮮から撤兵を開始したが、日本軍は李舜臣ら朝鮮海軍の追撃を受け、同年十月ようやく撤退を完了した。こうして日本の侵略は失敗に終わった」と記述。『新版・韓国・朝鮮を知る事典』(二〇一四)においても矢沢氏が同一の記述をしている。北島氏・矢沢氏ともに慶長の役の秀吉の目標を朝鮮南四道の奪取・領有と述べているが、これは正確ではない。慶長

二年二月二十一日の軍令、各大名に発した朱印状には、

一・赤国（全羅道）不残悉一篇二成敗申付、青国（忠清道）

其外之儀者、可成程相動事。

一・右相済上を以、仕置之城々、所柄之儀各見及、多分二付て、城主を定、則普請等之儀、為帰朝之衆、令割符、

丈夫二可申付事。<sup>〔注29〕</sup>

「全羅道を残さず悉く成敗し、できれば忠清道やその他にも進攻せよ。そしてその作戰目標の達成後は、沿岸部へ撤収し仕置き之城を築城し、在番の城主を定めて、他の諸将は帰国する」というものだった。矢沢氏のいうように、慶長二年九月守勢に立ったのは明・朝鮮軍の反撃によってではなく、「全羅道・忠清道の成敗」という任務を終えたので、次の「仕置き之城々の築城と在番の大名以外の将兵の撤収」へと移行したためだ。秀吉は慶長四年に第三次の侵攻を予定して、各仕置き之城には兵糧・玉葉などを十分備蓄しておくように命じている。<sup>〔注30〕</sup>（不思議なことに北島万次氏や上垣外氏、笠谷・黒田両氏も各著書のどこにも、秀吉の第三次侵攻計画について言及していない）。文祿の役の李舜臣の活躍を過大評価する人々は、慶長の役におけるこの日本軍の南岸への撤収・築城も李舜臣を恐れたのがその一因だと見なす。貫井正之氏は「こうして日本軍は慶尚道、全羅道、忠清道の南三道を約二ヶ月間でほぼ席巻した。しかし、

同年九月中旬、全日本軍は一斉に南下政策をとり、慌ただしく占領地を放棄して撤退していく。その背景には、李舜臣の活躍、兵糧不足、明朝鮮軍の反撃、冬將軍の接近などが考えられる。佐藤和夫氏の『水軍の日本史・下』<sup>〔注32〕</sup>では「両軍（日本の左軍と右軍）とも京城に向けて北進したが、途中で後退を始めた。（中略）寒冷の気候に向かうこと、また朝鮮人民が食料を残しておかない抵抗（清野待変策）による食料の窮乏をおそれたからにほかならない。それに最大の理由は八月三日、李舜臣がふたび三道統制使に起用され、水軍の再建に乗り出したことであり、そのために補給路が遮断されることを恐れたからにほかならない」。笠谷和比古・黒田慶一<sup>〔注33〕</sup>「秀吉軍がそれまでに獲得した占領地をことごとく放棄して南へ撤退を始めたのは、明・朝鮮軍の抵抗を考えるならば、年内の漢城の攻略は無理と判断し、朝鮮半島の嚴寒をしのぎ、年明けの雪解けを待つて大規模な攻勢に出ることを予定して、暫定的な行動であったとみなすべきであろう。おりしも朝鮮水軍では、李舜臣が本格的に復帰したことによって、秀吉軍の制海権が危うくなり、文祿の役の時に辛酸をなめた補給問題がまたもや懸念される状況になってきたことが、冬の侵攻作戦を慎重にさせる原因をなしたのではないかと推察される」。上垣外憲一氏は「慶長の役における反撃の主役をなしたのも李舜臣だった」と述べ、鳴梁海戦を記述し、



「日本側は三二艘を失い大将の一人来島通総は戦死し、藤堂高虎も負傷した。この戦いによって日本水軍の西進は挫かれ、西海岸の制海権は朝鮮側に保持されるのである」と書く。

筆者は鳴梁海戦について文献総覧を行った。慶長二年九月十六日、朝鮮半島の南岸から西岸へと曲がる位置にあたり、珍島と半島本土の狭い海峡で潮の流れが厳しいところである。朝鮮水軍の基地・全羅右水営の近くであった。日本・韓国の多くの文献が、「李舜臣によって日本水軍は敗戦、この地が日本水軍の最も西まで進撃できた場所であり、ここから撃退された」としている。しかし筆者は、①李舜臣らは有利に日本水軍の先鋒と戦い、日本水軍の武將・来島通総を打ち取ったが、当日中に、北方へと逃避し、翌日以降もほとんど日本水軍に背を向けて北方へ向かい、遂には全羅道北端の古群山島まで撤退していること（本人の日記に記述）、②藤堂勢に捕虜となり日本で抑留生活を過ごし、藤原惺窩に朝鮮朱子学を伝えたことで有名な姜沆（一五六七―一六一八）が帰国後に『看羊録』で、捕虜になった場所を全羅道西岸の靈光郡の沖合だったことを記している。またもう一人の両班・鄭希得（一五六七―一六四〇）も家族と全羅道西岸を避難しているときに、蜂須賀家政の軍勢に捕らえられたことを『月峰海上録』に記していること。二人はともに夥しい日本の船を目撃していること、を根拠として、日本

水軍は李舜臣水軍を追って、鳴梁海峡を抜けて全羅道西岸へ侵攻したことを論証した。文書としては「九月十八日付船手衆注進状」（毛利高棟文書）、「十月十五日付船手衆宛秀吉朱印状」<sup>（注35）</sup>「十月十七日付船手衆宛豊臣奉行衆連署状」（久留島家文書）が存在する。この九月十八日付注進状には、鳴梁海戦当日、申の刻頃、朝鮮水軍主力は帆を挙げて逃げ散った。日本水軍は六、七里まで追跡したが、地理不案内で取り逃がし、敵小舟数隻を焼き捨てるのみだった。翌日に海峡周辺と近辺を搜索したが、一隻も見当たらず、これから木浦方面へ向かいます」との趣旨だ。鳴梁にとどまったのは日本水軍であり、北方へと退避したのが朝鮮水軍であることがわかる。秀吉からの朱印状および奉行衆連署状は、それを認め、秀吉が戦死した来島通総を不憫におもい、早速その息子の長親に跡目相続を許し朝鮮へ派遣することを船手衆に通知している。

上垣外氏は前述の著書の数頁前に、姜沆が家族で避難中に藤堂軍に捕虜になる場面を記述している<sup>（注36）</sup>。「九月十六日、姜沆は船に乗り避難行を始める。二十日になって、全羅道珍島の全羅右水営にあった水軍統制使李舜臣が、日本の兵船千余艘が迫ったため、衆寡敵せず、ということと西海岸を北上していったことを聞いた。姜沆はこの李舜臣の軍に合流しようと考え、船を進めよとするが、九月二十三日、靈光郡の沖合で日本船に遭

遇する。藤堂高虎の兵船だった。姜沆の『看羊録』<sup>(註17)</sup>では、「二四日、務安県の一海島―落島という―に着いた賊船が数千艘も海港に充滿し、紅白の旗が日に照り輝いていた。賊船には我が国の男女が大半相雜り船の両側には屍が乱暴にも山のように積まれていた。哭声は天に徹り、海潮も嗚咽するようであった(中略)一人の賊が通訳を引き連れて来て、といかける。水路の大將(李舜臣)は今どこにいるのか」と尋問されたことを記している。「日本軍の西進は挫かれ、西海岸の制海権は朝鮮側に保持される」との記述と矛盾するのに気づかないのだろうか。

笠谷・黒田氏は「李舜臣の天才性」の小見出しのもと、「李舜臣の戦略は天賦のものであったことは間違いない。」<sup>(註18)</sup>と言い、日本水軍の「西進策はもろくも崩れ、熊川に引き上げるはめとなった」とする。藤井讓治氏も『天下人秀吉の時代』<sup>(註19)</sup>で「海上からの全羅道攻略は頓挫する」と述べる。中野等氏は「秀吉の軍令と大陸侵攻」、および『文禄・慶長の役』に「戦いののち、大敗を喫した日本の船手衆は熊川まで後退し、これによって船手が西方に展開するという作戦は頓挫する」と<sup>(註20)</sup>記すが、日本水軍が熊川に後退するのはまだ先の話で、作戦は予定通り全羅道西岸に展開できたのだ。中野氏の『文禄・慶長の役』(戦争の日本史十六)二二二頁に鄭希得の『月峰海上録』<sup>(註21)</sup>の記述をほぼ一頁に渡って紹介している。鄭希得が九月中旬、九岫浦を発し

て、海上に出るが、二九日に蜂須賀家中森小七郎の乗船に捕らえられてしまう。その後、老父と二児は多慶浦で解放されるが、希得は兄慶得らとともに日本に連行される」と記す。九岫浦も多慶浦も全羅道西海岸であり、鳴梁より北方に位置している場所である。実際には日本水軍は全羅道西海岸へ侵攻し、藤堂勢は姜沆を捕らえ、蜂須賀勢は鄭希得を捕らえている。二人はおびたらしい日本の船を目撃している。九月中旬に陸上軍が南下を始めて南岸へ撤収し築城作業へ向けて行動を開始しているのに合わせ、船手衆も熊川・巨濟島や釜山へ撤収し、各地の築城を担当(藤堂高虎は順天城、脇坂安治・加藤嘉明は南海城を担当)し、秀吉死去以前に日本へ撤収している。

北島万次氏は文禄・慶長の役に関しては本邦第一の研究者であるが、比較的最新の著書『秀吉の朝鮮侵略と民衆』の鳴梁海峡での交戦中の記述に、「藤堂高虎は海に落ちたが救われた。」<sup>(註22)</sup>と記す。これは明らかな誤りだ。戦局に重大なことではないが、海に落ちたのは軍目付の毛利高政だ。危ういところを藤堂家の家中の者に救助されたことが高山公実録<sup>(註23)</sup>に出ている(「毛利民部大輔殿せきふねにて、おかりなされ候、はん船へ十文字のかまを御かけ候処にはん船より弓鉄砲はげしくうち申候に付、船をはなれ海へ御はいりなされあやうく候処に、藤堂平八郎、藤堂勘解由兩人船をよせ、敵船をおいのけ、たすけ申候」)。



また同著の次のページで「この海戦について、藤堂高虎は朝鮮水軍が潮流をよく知っていたと無念のほどをのべている」と言っているが、これも高山公実録を読み違えたのではないか。「みなとのやうす、はん船能存候に付、風を能見すまし、其のせと口をぬけ、ほをひきかけ、はしらせ申につきて、是非なくおつけ申儀もまかりならず」と、李舜臣はいち早く戦場の海峡を脱出してしまい、自分たち日本水軍はこの海域のことを良く知らず、日没を前に追跡できず取り逃がしてしまったことを無念に思っているのではないか、と考える。同氏は論文「壬辰倭乱における李舜臣の海戦について」の中で、「その首（戦死した来島通総の首）は船首にさらされた。これをきっかけに日本水軍は総崩れとなった」と述べているが、その根拠として、乱中日記の「賊気大挫」を示している。日本軍の総崩れと読むのは無理があるのではないか。「朝鮮水軍は鳴梁の水路の險を良く知っていた。このため十三艘の朝鮮水軍が百三十三艘の日本水軍を撃破できたのである」の根拠として高山公実録の鳴梁での記述を挙げている。しかし、そこには前述のとおり、「・・・ぜひなく追っかけ申儀もまかりならず」と、逃げられてしまったと言っているだけである。先鋒の関船（日本軍の中型船）三一隻が撞破されたとしても後続の特に大型船を含む百隻以上が健在なのだ。なんで「総崩れ」と断定できるのだろうか。

同氏は「豊臣秀吉の朝鮮侵略」の中で、捕虜になった朝鮮人のことを述べて、「看羊録」の著者・姜沆についても記述している。ところが、彼が藤堂勢の捕虜になった場所・日付を書かず、意図的に言及しないのか、との疑いを持たせる。北島氏は「豊臣秀吉朝鮮侵略関係史料集成」全三巻を平凡社から出版している。李朝実録をはじめ、日本側では秀吉や奉行衆の発した文書等、現存する関係史料に注釈をつけて時系列に紹介している。しかし、この中に姜沆の『看羊録』の一節も収録しているのに、なぜか、姜沆が捕虜になった場面の記述を載せていないのは、やはり、日本水軍が全羅道西岸へ侵攻した事実を隠そうとするのか、と疑問が生じる。

朝鮮史研究会『朝鮮の歴史』<sup>(注4)</sup>には慶長の役について、「日本軍は、一時は三南（忠清・全羅・慶尚道）地方を制圧したが、今回も李舜臣によって制海権を奪われ、年末には慶尚道を中心とする海岸地域に撤退した・・・」と書く。韓国の鄭求福氏は「李舜臣による海戦の勝利によって海路による軍糧の補給も遮断された」とする。また李啓煌氏は「この海戦の勝利によって朝鮮水軍は南海岸の制海権を取り戻した」とする。<sup>(注4)</sup>これらの記述がいかにも的外れであるか、九月十七日以降の李舜臣の動きを彼自身の日記から見てみたい。<sup>(注4)</sup>

鳴梁海戦当日、唐笥島に移陣した李舜臣艦隊は翌日、鳴梁に

戻って日本水軍と戦ったわけでもなく、唐笏島で日本水軍が追撃して来るのを待ち受けていたわけでもない。翌日はさらに北方へと撤退し、九月二日に全羅道最北端の古群山島へ退避して、ここにとどまった。斥候を放つて、日本軍の動き探っていたのだろう。十月三日に古群山島を出発、少し南の法聖浦に移動した。十月七日に「湖南（全羅道）の内外、ともに倭賊の形跡なしと聞く」と記している。翌日、於外島に移動、九日に全羅右水管に戻った。「城の内外に人家は全くなく、また人影もない。見るも無残な有様である」と、日本軍による破壊のすさまじさを記す。十一日、安便島に上陸し、「峰に上って、船藏の場所を探す」と記しているので、新たな水軍基地にふさわしい場所を求めている様子だ。二十九日、木浦の近くの宝花島に行く。「木浦に到着し、宝花島に移って停泊したところ、ここは北西風を遮るようであり、船を隠すのにぴったりである。そこで上陸し島内を巡見したところ、地形は良好であった。ここに陣を構え建物を造る計画を立てた。」少数の兵船しか持たない弱小の水軍であるので、日本水軍に知られないよう、船を隠す必要がある、ということだろう。大艦隊を擁する水軍ならば、どうせ隠せないし、大船団の威容を見せつけて敵の斥候が来ても威圧するような広い港を基地にするはずである。翌日、三〇日は「朝、建設予定地に坐る・・・早朝、黄得中に命じて、耳

匠（大工）を率いて島北の山麓で建設用の材木を伐らせた。」と記し、連日、工事の進捗状況等を記している。八日「新築の部屋に壁土を塗った」装いをこらした楼を造作した」等。結局、この年が終わり、翌年一月四日まで日記が現存し、一月五日から九月一四日までの日記が欠けていて、我々は見ることができないのであるが、一月四日まで、李舜臣はここ宝花島の新たな水軍基地を離れることはなく、日本水軍へ戦いを挑むこともなく過ぎていく。このように、南海岸には朝鮮水軍の船は一隻もおらず、日本軍の制圧下におかれていたし、全羅道西岸でも一時期李舜臣は全羅道北端まで避難して、日本水軍に侵入されるままに放置していたのだ。明国の水軍が来援に到着後は、李舜臣は古今島を基地にしている。以前、全羅左水管があった麗水よりずっと西に位置した離島である。順天に籠城する小西行長らを攻略するためなら、すぐ南に位置する麗水のほうが地の利を得ていると思えるが、わざわざ古今島から出動して、毎回古今島へ引き上げているのは弱さを自覚しているからではないのか。自信があるのなら、日本軍の一連の城砦のうち、西端の順天でなく、文祿の役の時のように、日本軍最大の根拠地・釜山を衝くのが正攻法だろう。そして、なお余力があるなら、日本軍の前線基地である肥前名護屋城を逆襲することもできるはずだ。しかし、倭城群の最西端の順天倭城のみを攻撃して、それ

より東の慶尚道の海域には出撃していないため、蔚山・釜山から順天の手前の南海島まで、日本軍の制圧下におかれたままであったのだ。慶長三年三月十三日の朱印状で秀吉は「兵糧は京都へ運ぶより容易である」と述べている。<sup>(注4)</sup>朝鮮水軍の妨害を何等懸念していないことが明瞭である。

小川雄氏<sup>(注5)</sup>は「日本水軍は鳴梁海戦で苦戦したものの、敗走したわけではなく、最終的に後退したのは朝鮮水軍であった……文祿の役で、日本水軍は朝鮮水軍の対処法を見出した後も、釜山や巨済島の周辺を確保するにとどまったが、慶長の役では、はるかに広大な地域を制圧したのである。対外戦争に応じた水軍編成の変革が相応の成果を収めたといえよう」と述べる。

宇田川武久氏は「壬辰・丁酉倭乱（文祿・慶長の役）の当初、王朝水軍は弱体であったが、豊臣水軍との戦いのなかで整備され、ついに圧倒するまでになった。……」<sup>(注5)</sup>と述べているが、むしろ、「日本の水軍はこの戦役の当初弱体であった。朝鮮水軍との戦いの中で整備され、ついに圧倒するまでになった」と言った方が正確ではないだろうか。

北島氏は「秀吉の死により家康ら五大老は朝鮮在陣の諸大名に朝鮮撤退を指示……」矢沢氏は「秀吉の死を契機に撤退……」<sup>(注5)</sup>と言っているが、秀吉の生存中に過半数の日本軍将兵は帰国していることを伏せているのはなぜだろう。驚いたことに、北島

万次氏の著書『豊臣秀吉の朝鮮侵略』<sup>(注6)</sup>は日本歴史学会編集「日本歴史叢書（吉川弘文館）の一冊として出版されているのだが、この秀吉生存中の諸大名の帰国について一言も言及していない。前述の笠谷・黒田両氏、あるいは上垣外氏の著書でも同様である。中野等氏『秀吉の軍令と大陸侵攻』<sup>(注7)</sup>に「城塞普請のめどが立った段階で在番を課されていない諸将は順次日本への帰還を果たすことになる……五月中に過半の諸将が日本へ戻っていたようである」と述べる。

李炯錫<sup>(注8)</sup>は「蔚山城修築を終えた毛利秀元は麾下の益田元祥ら千五百人を釜山城に残して帰国した。宇喜多秀家以下諸将も順を追って引き上げた。侵略軍兵力七万五千がすべて撤兵した。したがって、朝鮮に残留して城砦に拠る兵力は六万四千人であった」と数字を明記し、各倭城の守将と兵力を一覧表に示している。また、同じ頁に「来年には大軍を送り漢城に進撃する。それに備えて、兵糧・弾薬を十分蓄えて駐陣せよ」との秀吉の訓令の内容まで言及している。

いずれにせよ、慶長の役における李舜臣の活躍は文祿の役に較べると存在感が薄い。「慶長の役における反撃の主役は李舜臣であった」と笠谷氏は書いたが、実際には李舜臣でなく、明国軍だ。その明軍も三路に分かれての日本の三つの倭城（蔚山、泗川、順天）攻略に失敗して、逆襲を恐れて遠くに撤退した。

文祿・慶長の役に関する歴史事典類および主要な著作の記述の偏りについて（小川）

日本軍は過半数が帰国していたのに攻めあぐねていた。これで、秀吉がもう少し存命して、慶長四年の第三次侵攻となり、新手が渡海したときに明軍も支えきれなかったろう。新城道彦(注55)氏は「秀吉は翌一五九九年を期して朝鮮半島に大軍を投入する計画を立てていた。もしその計画が実施されていれば、総攻撃に失敗した明・朝鮮連合軍は危機状況に陥っていたであろう」と述べる。

秀吉死後、泗川城の島津氏、順天城の小西行長らも明軍と和議を結び、人質（質官と呼称した）を提供され、撤回する手はずだったが、朝鮮水軍の李舜臣が明水軍とともに、順天城撤退を妨害。露梁海戦となって、救助に行った島津軍等に大きな被害がでたが、李舜臣と明水軍の副司令官鄭子竜等が戦死し、明・朝鮮側も大きな犠牲をはらう結果となった。

#### 四…結論

以上、見てきたように、李舜臣と朝鮮水軍の功績は過度に高く評価されている。慶長の役で日本軍が秀吉の軍令により予定通り海岸部へ撤退し築城したこと、過半数の将兵が秀吉存命中に帰国したこと、これらは慶長四年の第三次侵攻計画を前提にしていたことが、我が国の歴史事典類や北島万次氏、笠谷・黒

田両氏、上垣外憲一氏らの著書で欠落していることは問題である。秀吉の死によって豊臣政権が崩壊の危機を迎え、この戦役を総括する記録などを残さなため、日本の研究者も李朝実録や懲愆録等の朝鮮側文献に頼りすぎて記述しているように見える。それにしても、矢沢康祐氏の『日本史大事典』および『新版』韓国・朝鮮を知る事典』に書いた「九八年三月以降、日本軍の守城（倭城）が次々と撃破され」という記述は全く何を根拠に記述しているのか。「韓国・朝鮮を知る事典」の矢沢氏の記述は一九八六年版の『韓国・朝鮮を知る事典』が出され、全く同一の記述が二〇一四年の新版に改訂されずに掲載されているのはあきれるばかりである。

#### 注

(1) 小川隆章「文禄・慶長の役における稷山の戦いに関する韓国歴史教科書の記述の誤りについて」環太平洋大学紀要 第一八号、二〇二〇年

小川隆章「鳴梁海戦に関する文献総覧…海戦の実相を求めて」環太平洋大学紀要 第一九号、二〇二一年

小川隆章「李舜臣と文禄・慶長の役の海戦について」環太平洋大学紀要 第二〇号、二〇二二年、一五二頁

(2) 渡辺刀水『碧蹄戦史附幸州の戦・蔚山の戦』明隣堂書店、

一九三八年、七二～八一頁

(3) 旧参謀本部編(桑田忠親監修)『朝鮮の役』徳間文庫、一九九五年、三九頁

(4) 柳成龍(朴鐘鳴・訳)『懲毖録』平凡社東洋文庫、一九七九年、一四二頁

(5) 徳富猪一郎(蘇峰)『近世日本国民史(九)朝鮮役(下)』民友社、一九三五年、四〇五頁

(6) 三鬼清一郎『朝鮮役における水軍編成について』名古屋大学文学部創設二〇周年論集、一九六九年

(7) 徳富猪一郎(蘇峰)『近世日本国民史(七)朝鮮役 上巻』民友社、一九三五年、六九五頁

(8) Homer B Hulbert "The History of Korea" "The Methodist Publishing House, Seoul. 1905.

(9) James Murdoch "History of Japan" Kelly & Welsh. 1910.  
(10) <http://www.gutenberg.org/files/52127/52127-h/52127-h.htm> The History of Korea.

(11) 慶尚南道が運営する「忠武公李舜臣」というサイトで、閑山島海戦を世界四大海戦に入れている。また、韓国観光

公社は公式HPの日本語版において、統営市が毎年八月に開催する「統営閑山大捷祭り」を紹介し閑山島海戦を、「世界四大海戦の一つである閑山島海戦の勝利を広く伝え記念

するため・・・」と説明する。「閑山島」を紹介するところでは、「世界四大海戦に輝く閑山島大捷の勝捷趾です」と説明している。

(12) 上垣外憲一『文禄・慶長の役 空虚なる御陣』講談社学術文庫、二〇〇二年、一一七頁

(13) 笠谷和比古・黒田慶一『秀吉の野望と誤算 文禄慶長の役と関ヶ原合戦』文英堂、二〇〇〇年、一一一頁

宇田川武久『戦国水軍の興亡』平凡社、二〇〇二年、二一一頁、

佐藤和夫『水軍の日本史(下)』二〇一二年、二八八頁  
倉谷昌伺『朝鮮水軍の変遷と倭の水軍への対応』軍事学五三卷一号』二〇一七年

(14) 有馬成甫『朝鮮役水軍史』海と空社、一九四二年、九八頁

(15) 李炯錫『壬辰戦乱史(上巻)』東洋図書出版、一九七七年、六二五頁

(16) 注6に同じ

(17) 山内 譲『豊臣水軍の興亡史』平凡社、二〇一六年、一七三頁、

(18) 北島万次『壬辰倭乱における李舜臣の海戦について』『青丘学術論集十六号』二〇〇〇年

文禄・慶長の役に関する歴史事典類および主要な著作の記述の偏りについて(小川)

(19) 李炯錫 前掲書、八一頁

二〇二二年

(20) 中央日報二〇一四年一月七日付「李舜臣の八賜品、神宗皇帝が下賜したものではない」によると、「李舜臣將軍の威厳を象徴する八賜品、宝物第四四〇号」はすべて神宗皇帝が下賜したものではなく、後世の偽作によるものだということが韓瑞大学のチャン・カンヒ教授と中国の研究者の研究結果で明らかになったという。

(21) 徳富猪一郎 前掲書、五〇七頁

黒田慶一編『韓国の倭城と壬辰倭乱』岩田書店、二〇〇四年、三九五～四二九頁

(22) 李炯錫 前掲書、二二三頁

(29) 歴史研究会『日本史資料3 近世』岩波書店、二〇〇六年、

(23) 金在壇（桜井健郎・訳）『亀船』文芸社、二〇〇一年、一九七頁

五七頁、および上野市古文献刊行会『高山公実録』清文堂、一九九八年、（八三頁）などに収録あり。

(24) 有馬成甫 前掲書、一一一頁

(30) 慶長三年三月十三日秀吉朱印状 参謀本部『日本戦史朝

(25) 渡辺世祐「朝鮮役と我が造船の発達」史学雑誌四十六編五号、一九四〇年（渡辺世祐『国史論叢』文雅堂書店、一九五六年に収録）、

鮮役』文書二二四号として収録  
藤井謙治『天下人秀吉の時代』敬文舎（二〇二〇年）三〇六頁ほか

有馬成甫 前掲書 一九九頁

(31) 貫井正之『秀吉が勝てなかった武将』一九九二年、

山内 讓 前掲書 一五八頁

一五二頁

小川 雄『水軍と海賊の戦国史』平凡社、二〇二〇年、

(32) 佐藤和夫 前掲書、三〇二頁

一五九頁

(33) 笠谷・黒田 前掲書、一二四頁

黒島 敏「天下普請としての造船―文禄の役の水軍・

(34) 上垣外 前掲書、一六一頁

御渡海・日本丸」東京大学史料編纂所研究成果報告書、

(35) 九月十八日付船手衆注進状」には（前半三項目省略）

- 一 申刻迄相戦、則見合を以悉可討果与存候刻、大風吹出、番船依為案内者、遠鳴帆に任逃退申候、則六七里斗追懸雖申候、暮に及、其上嶋々無案内ニ付而、番舟の小舟共数艘やきわり申候事
- 一 右戦候翌日、彼番舟の有所早舟を以方々浦々雖相尋申候、近辺ニ相見不申候、尚從是先手羅州の川口へおし廻し、近郡発向仕、追々可致言上候、此等之趣、宜預御披露候、恐々謹言、
- (36) 上垣外 前掲書、一五六頁
- (37) 姜沆『看羊録・朝鮮儒者の日本抑留記』(朴鐘鳴訳)平凡社東洋文庫、一九八四年、二四一頁
- (38) 笠谷・黒田 前掲書、八九頁
- (39) 藤井讓治 前掲書、三〇五頁
- (40) 中野 等『文祿・慶長の役』吉川弘文館二〇〇八年、『秀吉の軍令と大陸侵攻』吉川弘文館、二〇〇六年
- (41) 鄭希得(若松實・訳)『月峰海上録』日朝協会愛知県連合会、一九九二年
- (42) 北島万次『秀吉の朝鮮侵略と民衆』岩波新書、二〇一二年、一〇六頁
- (43) 前掲『高山公実録』一〇四頁
- (44) 北島万次 前掲論文
- (45) 朝鮮史研究会『朝鮮の歴史』三省堂、一九九五年、一六一頁
- (46) 鄭求福「壬辰倭乱の歴史の意味―壬辰倭乱に対する韓・日両国の歴史意識」『日韓歴史共同研究会報告書第二分科会篇』(日韓歴史共同研究委員会)二〇〇五年
- (47) 李啓煌「朝鮮から見た文祿・慶長の役」天津 透ほか編『日本歴史第十卷近世1』岩波書店、二〇一四年、一〇〇〜一三四頁
- (48) 李舜臣の日記は二種類の日本語訳が出版されている。北島万次訳注『乱中日記・壬辰倭乱の記録』全三巻平凡社東洋文庫 二〇〇〇年、および若松實訳注『乱中日記』日朝協会愛知県連合会、一九九一年、両書とも巻末に漢文の日記原文を収録。本稿では北島訳の第三巻を参照し、原文をも確認する。
- (49) 慶長三年三月十三日秀吉朱印状、立花宗茂ほか宛である。(参謀本部編『日本戦史朝鮮役』に文書二二四号として収録)ちなみに、この書状でも、慶長四年の第三次侵攻を予告している。また「二年三年に一度ずつ侵攻し、遼東の境目まで焼き働きをさせる、という計画に言及しているのだが、北島万次氏編集の『豊臣秀吉朝鮮侵略略資料集成第三巻』では、慶長三年三月一三日付秀吉朱印状(宛先が島津義弘親

文祿・慶長の役に関する歴史事典類および主要な著作の記述の偏りについて(小川)



子であるが)を収録し、そこでは「二手三手二一度宛・・」と意味不明の内容となっている。年の字を手と読み違えているのではないか。中野等『秀吉の軍令と大陸侵攻』三四三頁、李炯錫『壬辰戦乱史(中巻)』五四六頁、徳富蘇峰『近世日本国民史(九)朝鮮役下巻』(四九八頁)ではいづれも「二年、三年に一度ずつ」となっている。

(50) 小川 雄『水軍と海賊の戦国史』平凡社、二〇二〇年、一六八頁

(51) 宇田川武久 前掲書、二二七頁

(52) 北島万次『豊臣秀吉の朝鮮侵略』吉川弘文館、一九九五  
年

(53) 中野 等『秀吉の軍令と大陸侵攻』吉川弘文館、二〇〇六  
年、三四七頁

(54) 李炯錫『壬辰戦乱史(中巻)』東洋図書出版、一九七七年、  
五四七頁

(55) 新城道彦『朝鮮半島の歴史、政争と外患の六百年』新潮  
社、二〇二三年、八四頁

(おがわ たかあき・北海道教育大学名誉教授)



## 『朝熊嶽儀軌』と「朝熊山縁起」の関係と成立を巡って

永田意頼

## □ 要 旨

久保田収氏の先行研究によって『朝熊嶽儀軌』は応永から文安年間の成立と比定され、『朝熊嶽儀軌』の上巻と「朝熊山縁起」は同一であると考えられた。しかし、本論では『朝熊嶽儀軌』の上巻と「朝熊山縁起」を同一とすることの問題点を指摘し、『朝熊嶽儀軌』と「朝熊山縁起」の関係と成立を再興した。

検討の結果、『朝熊嶽儀軌』の上巻と「朝熊山縁起」の文量、注釈の状態が異なり両者は同一とは言えず、「朝熊山縁起」を底本として『朝熊嶽儀軌』が成立したことを明らかにした。また、「朝熊山縁起」が「神鏡廣博記」の引用によって朝熊山の縁起や信仰を記していることから、「朝

熊山縁起」が成立した時期は金剛證寺の寺伝が失われていると推察され、金剛證寺が再興され醍醐寺系統の寺院として安定した応永から永享年間であると考えた。

これらのことから『朝熊嶽儀軌』の上巻と「朝熊山縁起」は同一とは言えず、応永から永享年間に成立した「朝熊山縁起」を底本として応永から文安年間に『朝熊嶽儀軌』が成立したと結論付けた。

## □ キーワード

朝熊山 金剛證寺 神鏡廣博記 伊勢信仰 修験

はじめに

『朝熊嶽儀軌』(以下、『儀軌』と略す)という上下巻で構成された一書がある。

本書は三重県伊勢市朝熊町にある朝熊山(朝熊岳とも称す)の縁起や信仰を記した書物である。久保田収氏の先行研究によって、本書は応永から文安年間(一三九四―一四四九)の成立と比定されている。<sup>①</sup>このとき久保田氏は「朝熊山縁起」という一書も取り上げ、「朝熊山縁起」が『儀軌』の上巻と同一であると<sup>②</sup>している。しかし、「朝熊山縁起」を『儀軌』上巻と同一とすることは問題がある。

本論は、久保田氏による先行研究の問題点を論考すること、  
『儀軌』と「朝熊山縁起」の関係と成立について再考すること  
を目的としている。

## 一 『朝熊嶽儀軌』に関する先行研究

『儀軌』の写本には、奥書はないが書風は室町時代とみられる龍谷大学図書館本、永正十一年(一五二四)五月二十七日に日向国の空音書写を転写した高野山金剛三昧院本、<sup>④</sup>永正八年

(一五二二)に当院(場所は不明)の重宝として持ち来たとされる神宮文庫本が見られる。<sup>⑤</sup>

久保田氏は『儀軌』の成立について論考する中で、この三本とは別に、『続群書類従』(釈家部 巻第八〇三)に収められた永正八年の写本を文政二年(一八一九)に転写した一巻本の「朝熊山縁起」を取り上げて観智院本と称している。<sup>⑦</sup>

久保田氏はこの「朝熊山縁起」を『儀軌』上巻と同一であるとし、神宮文庫本の『儀軌』の文末には、

【前略】亦<sup>ニ</sup>天曆六年<sup>壬子</sup>三月一日<sup>ニ</sup>飛行<sup>シ</sup>應和三季<sup>癸</sup>二月十三日<sup>ニ</sup>朝熊山<sup>ニ</sup>來<sup>リ</sup>在<sup>ス</sup>。承德元年<sup>丁丑</sup>四月十四日<sup>ニ</sup>飛行<sup>ス</sup>。應永廿三季<sup>丙申</sup>八月廿三日<sup>ニ</sup>御出現<sup>シ</sup>玉<sup>フ</sup>。寫<sup>シ</sup>置<sup>ク</sup>事文安五季<sup>辰</sup>七月十八日、記<sup>ス</sup>ル<sup>レ</sup>之<sup>ヲ</sup>處<sup>口</sup>也。

右二卷ハ、弘法大師御作ナリ。朝熊岳ノ縁起也。天狗取<sup>レ</sup>之九州彦山ノ内陳<sup>ニ</sup>安置<sup>レ</sup>之<sup>ヲ</sup>。有<sup>ル</sup>行者書寫<sup>レ</sup>之<sup>ヲ</sup>四代傳<sup>フ</sup>。四代目ノ行榮十穀死期當院寄<sup>ニ</sup>進<sup>之</sup>。永正八年<sup>辛未</sup>三月廿六日。持來當院ノ重寶不<sup>レ</sup>可<sup>レ</sup>過<sup>レ</sup>之<sup>ニ</sup>云々。<sup>⑧</sup>

とあり、「右二卷ハ、弘法大師御作ナリ」とあることから、「朝熊山縁起」に対して新たに下巻をつけ加えたのではなく、当初から上下両巻で構成されていたと考えている。

また、右の通り神宮文庫本の最後に「永正八年<sup>辛未</sup>三月廿六日。持來當院ノ重寶不<sup>レ</sup>可<sup>レ</sup>過<sup>レ</sup>之<sup>ニ</sup>云々」とある他、観智院本の奥書

にも永正八年と見られることから、久保田氏はこの文章が書かれたと見られる永正八年三月以前に本書が成立していたことは明らかであり、このときまでに四代の間相伝されたのであれば、それより少なくとも数十年さかのぼった頃に九州の彦山に伝えられていたことになる<sup>9)</sup>としている。

龍谷大学図書館本と高野山金剛三昧院本の『儀軌』には「應永廿三季<sup>丙申</sup>八月廿三日<sup>ニ</sup>御出現<sup>シ玉</sup>」までの文章が見られる。しかし、「寫<sup>シ</sup>置<sup>ク</sup>事文安五年」から以下の文章が見られないことから、これは本書が成立した後、神宮文庫本系統の写本ができる時に「寫<sup>シ</sup>置<sup>ク</sup>事文安五年」から以下の文章が加えられたものと考え、文安五年(一四四八)の頃には『儀軌』が既に存在していたと久保田氏は見ている<sup>10)</sup>。

朝熊山には「勝峰山兜率院金剛證寺」という古刹が見られるが、現在の金剛證寺は臨済宗南禅寺派の寺院である。しかし、『儀軌』上巻では「神鏡廣博記」という一書を引用して、

三十三ヶ國ノ叱<sup>フ</sup>、伊勢朝熊ノ星堂<sup>ト云フ也</sup>自<sup>空海</sup>前<sup>无</sup>寺<sup>號</sup>。吾<sup>レ</sup>於<sup>ニ</sup>此<sup>ノ</sup>山<sup>ニ</sup>成<sup>就</sup>。求<sup>テ</sup>聞<sup>テ</sup>持<sup>テ</sup>成<sup>ニ</sup>東<sup>寺</sup>ノ法<sup>務</sup>一<sup>得</sup>ル<sup>カ</sup>證<sup>ヲ</sup>故<sup>ニ</sup>號<sup>ニ</sup>金<sup>剛</sup>證<sup>寺</sup>。<sup>11)</sup>

とあり、三十三ヶ國のときは伊勢朝熊の星堂<sup>12)</sup>と称され、弘法大師空海以前は無寺号であった。しかし、空海が朝熊山で求聞持法(虚空藏求聞持法)<sup>13)</sup>を成就し東寺の法務となつて証を得たため

に金剛證寺と号した、と記している。

このように真言密教を日本に伝えた空海との関係を金剛證寺の名称の由来に記していることから、開山当初の金剛證寺は真言宗寺院であつたと考えられる。

久保田氏は開山当初の金剛證寺は真言宗であつたことを背景に、『儀軌』下巻の中に朝熊山が破壊される時節には「可<sup>下</sup>定<sup>ニ</sup>何宗<sup>ニ</sup>護<sup>テ</sup>持<sup>上</sup>哉」と空海が尋ねたところ、赤精童子がいろいろと話をし、そこで空海が誓願して「今既<sup>ニ</sup>皈<sup>ニ</sup>依<sup>テ</sup>達<sup>磨</sup>正<sup>法</sup>捨<sup>テ</sup>八<sup>宗</sup>」と述べることに着目する。そして、慶長十九年(一六一四)五月に明叟の記したという奥書のある『朝熊嶽縁起』(金剛證寺所藏)に、應永年中に鎌倉建長寺第五世仏地禪師(東岳文昱)が内宮に詣でたところ、神の告げによつて朝熊山を再興するように教えられ、そこで伽藍を建てて禪院の道場とした旨が見えていることや仏地禪師は応永二十三年(一四一六)の示寂であることから、応永年中に仏地禪師が金剛證寺を再興したことは信じてよいだろうとして、『儀軌』は金剛證寺が禪院として再興された後に成立したと久保田氏は考察している<sup>14)</sup>。

以上のことから、真言宗から禪院に金剛證寺が転じた後の心永から文安年間に『儀軌』が成立したと久保田氏は考えた。

『儀軌』の成立に関する久保田氏の論考はいくつかの論文等で参照されており、久保田氏以外の論考が見られないことから、

久保田氏の先行研究は通説であると言える。しかし、久保田氏は神宮文庫本の奥書に「右二卷、弘法大師御作ナリ」とあることから、当初より『儀軌』は上下両巻で構成されていたと考えたが、観智院本の奥書には「此一巻」と記されている。そのうえ龍谷大学図書館本と高野山金剛三昧院本には神宮文庫本のように二巻であるという記述は見られない。

また、久保田氏は観智院本は『儀軌』上巻と同一としているが、観智院本に比べて明らかに『儀軌』上巻の文量が多くなっているため同一とは言いがたい。そのため、『儀軌』は「朝熊山縁起」に対して新たに下巻をつけ加えて成立した可能性も考えられる。

本論は、この問題点について論考し、『儀軌』と「朝熊山縁起」の関係と成立について再考することを目的とする。

## 二 「朝熊山縁起」と『朝熊嶽儀軌』の比較

先に述べたように、『儀軌』は上下両巻本であり、神宮文庫本の『儀軌』の奥書に「右二卷、弘法大師御作ナリ」とある。このことから、観智院本に当たる「朝熊山縁起」に対して新たに下巻をつけ加えたのではなく、当初から『儀軌』は上下両巻で構成されていたと久保田氏は考えた。しかし、観智院本の奥

書には、

### 此一巻

永正八年<sup>辛未</sup>五月中旬之候、濃州下向之時、於円鏡寺定照院令書寫了。

法印權大僧都眞契<sup>于時</sup>五十八

文政二年閏四月日、以東寺觀智院所藏永正古本寫之了。 檢校保己<sup>16</sup>

とあり、「此一巻」と記されている。ここで「朝熊山縁起」（観智院本）に「此一巻」と見られる理由について考えてみたい。

東寺（教王護国寺）が所蔵する「東寺觀智院金剛藏聖教文書」（第一一〇函 第二四号）には卷子本の「朝熊山縁起」が見られる<sup>17</sup>。本書の翻刻は既に筆者が『皇學館論叢』に掲載しているが、この東寺所蔵の「朝熊山縁起」（以下、「東寺觀智院本」と称す）は「永正八年<sup>辛未</sup>五月中旬之候。濃州下向之時。於円鏡寺、定照院今書寫了。法印權大僧都眞契<sup>于時</sup>五十八」という奥書で終わる。

『続群書類従』に納められている「朝熊山縁起」は書陵部所蔵本を底本としており、続群書類従本と書陵部所蔵本には、先に引用したように文政二年に東寺觀智院で書写したことが見られる。そして、続群書類従本と書陵部所蔵本の奥書の前に東寺

観智院本と同じ奥書が記されていることから、筆者が翻刻した東寺観智院本は書陵部所蔵本の底本であると言える。

『儀軌』が冊子本であるのに対して、東寺観智院本は卷子本である。そのため、「此一巻」と記したのは卷子本一巻に由来したことが分かる。そして、この東寺観智院本は圓鏡寺定照院において書写されたものであることから、永正八年以前から一巻本が存在していたと考えられる。

次に「朝熊山縁起」と『儀軌』上巻の異同について見てみたい。先ずはそれぞれの序文についてだが、「朝熊山縁起」は初めに、

大日本國之東根所。伊勢分峯志摩國之内。朝熊山常住金剛寺不動明王常住也。<sup>19)</sup>

とあり、大日本国の東ね所の伊勢の分峯志摩国の内の朝熊山常住の金剛寺は不動明王常住である、と記している。

これに対して、『儀軌』の序文を見ると、龍谷大学図書館本には「朝熊嶽儀軌ノ序」と題する長文が記され、神宮文庫本には「神地大王示空海曰」「朝熊嶽儀軌ノ序」の順でそれぞれ長文が記されている。高野山金剛三昧院本には序文が見られない。<sup>20)</sup>

このように『儀軌』の写本の間でも内容の増減が確認できる。しかし、「神地大王示空海曰」または「朝熊嶽儀軌ノ序」の箇所のみを書写しなかったということは考え難いので、もともと序文はなかったが、後に「朝熊嶽儀軌ノ序」「神地大王示空海曰」

の順で加えられたと考えられる。また、「朝熊山縁起」に見られる短い序文は「神地大王示空海曰」「朝熊嶽儀軌ノ序」とは内容が異なるので、「朝熊山縁起」が書き写された中で追加されたと推察される。

続いて「朝熊山縁起」と『儀軌』上巻の文量の違いについても触れておきたい。

「朝熊山縁起」では先ほどの短い序文の後に「朝熊山ノ秘」「鎮守大事」「赤精童子ノ事」の条分けを行いながら文章が記されている。

それぞれの『儀軌』の写本でははつきりと条分けされていない場合もあるが、すべての『儀軌』上巻に「朝熊山縁起」と同様の内容が見られる。しかし、『儀軌』の写本には「変成男子ノ舍利ノ伝」と題する文章が見られ、記されている箇所を確認すると、龍谷大学図書館本と高野山金剛三昧院本は『儀軌』上巻、神宮文庫本は『儀軌』下巻である。<sup>21)</sup>

このように『儀軌』には「変成男子ノ舍利ノ伝」が記されているので、「朝熊山縁起」と比べて『儀軌』上巻の文量が多くなっている。

「朝熊山縁起」と『儀軌』で共通する「朝熊山ノ秘」「鎮守大事」「赤精童子ノ事」の注釈を見比べてみると、「朝熊山縁起」では、本文の横に注釈を書き加えている。これに対して、すべての

『儀軌』の写本はその注釈を割り註にして文章の中に入れて  
る。つまり、「朝熊山縁起」では後から注釈を付け加えている  
のに対して、『儀軌』では注釈が本文の一部として組み込まれ  
ている。<sup>(22)</sup>そのため、「朝熊山縁起」のようにはじめは注釈を書  
き加えていたが、『儀軌』が成立する過程で整理され、『儀軌』  
の本文の中に割り註として注釈が組み込まれたと考えられる。

ここまでの内容を小括すると、

(1) 永正八年以前には「朝熊山縁起」の写本があった。

(2) 本来「朝熊山縁起」と『儀軌』の序文はなかった。

(3) 『儀軌』上巻には「変成男子ノ舍利ノ伝」が記されており、  
「朝熊山縁起」には「変成男子ノ舍利ノ伝」は記されていな  
い。そのため、「朝熊山縁起」より『儀軌』上巻の文量が  
多くなっている。

(4) 「朝熊山縁起」では後から注釈を加えたのに対して、『儀軌』  
では本文の中に注釈が組み込まれている。そのため、「朝  
熊山縁起」のようにはじめは注釈を加えていたが、『儀軌』  
が成立する過程で整理され、『儀軌』の本文の中に割り註  
として注釈が組み込まれたと考えられる。

となる。

現在確認できる「朝熊山縁起」の古写本は永正八年で、永正  
八年の記載が見られる神宮文庫本や永正十一年の写本を転写し

た高野山金剛三昧院本と並ぶ古さを「朝熊山縁起」は持つてい  
る。また、短い序文を持つ「朝熊山縁起」は序文がない初期の  
状態に近く、「朝熊山縁起」に対して『儀軌』は文量が多くなっ  
ている。

これらのことから、「朝熊山縁起」をもとに内容が増広され  
『儀軌』が成立したと見ることができるとして、『儀軌』の注  
釈が割註として組み込まれている以上、注釈を書き込んだ「朝  
熊山縁起」をもとに注釈を整理して、割り註として注釈を組み  
込んだ『儀軌』が成立したと考えられる。

以上のことから「朝熊山縁起」は『儀軌』上巻と同一とは言  
えず、「朝熊山縁起」を底本に『儀軌』が成立したと考えられる。  
『儀軌』下巻には、大峯、葛城、彦山などの修験霊山に関す  
る記述が見られる。久保田氏は『儀軌』に修験道の思想が見ら  
れる他、「棚箸」や「曾祢庄」という醍醐寺領の荘園に関する  
記事が見られることから、『儀軌』は当山方修験者によって伝  
えられたと指摘している。<sup>(23)</sup>

『儀軌』上巻や「朝熊山縁起」には修験道的な要素は見られ  
ない。そのため、修験者の影響を受けて『儀軌』下巻が成立し  
ていったと考えられる。

『儀軌』の龍谷大学図書館本と高野山金剛三昧院本の上巻の  
内題は「朝熊山儀軌」で、下巻は「金剛證寺儀軌」となってい

る。これに対して、神宮文庫本の上巻は「朝熊岳<sup>44</sup>儀軌」で、下巻は両者と同じく「金剛證寺儀軌」となっている。

これらのことから「儀軌」上巻の本来の題名は「朝熊山儀軌」であったと考えられ、「朝熊山縁起」から「朝熊山儀軌」に変化し、「金剛證寺儀軌」を下巻としたことで「朝熊嶽儀軌」と外題で称するようになったと推察される。

### 三 「朝熊山縁起」の成立

久保田氏が述べるように、「儀軌」の成立が応永から文安年間であるならば、「朝熊山縁起」の成立はいつになるのだろうか。

「朝熊山縁起」に記される「朝熊山」秘<sup>21</sup>には、「神鏡廣博記」第五巻を引用した記事がある。これは「朝熊山縁起」の増広本である「儀軌」にも見られる。

この「神鏡廣博記」について、久保田氏は、山田大路元長の「參詣物語」（元長參詣物語）の文明十三年（一四八一）の記事に引用されている「神鏡廣博記」の内容が天御中主尊、大日靈、大六天魔王などの歌、空海の弟子実恵と神宮との関係の説話などであることから、両部神道関係の著作であろうと推察している。<sup>24</sup>

本書の内容は、「文安龍集柔兆攝提格佛生日」の奥書を持つ竹

「朝熊嶽儀軌」と「朝熊山縁起」の関係と成立を巡って（永田）

生島宝厳寺の縁起「岩金山太神宮寺儀軌」<sup>25</sup>や寛政九年（一七七七）の成立とされる「伊勢參宮名所図会」の「下部坂」の記述<sup>26</sup>にも引用されている他、筑波大学が所蔵する石清水八幡宮文書の中にある年未詳の「記録目録」（折紙）に「神鏡廣博記第八巻<sup>空海撰一冊</sup>」<sup>28</sup>とあり、「神鏡廣博記」の八巻を石清水八幡宮が所蔵していたと考えられる。

「岩金山太神宮寺儀軌」の奥書に見られる「文安龍集柔兆攝提格」は文安丙寅のことなので、文安三年（一四四六）までには「神鏡廣博記」が実在していたことが「朝熊山縁起」や「儀軌」以外の史料からでも分かる。<sup>29</sup>

「朝熊山縁起」が金剛證寺に伝わる寺伝ではなく、この「神鏡廣博記」という両部神道書を引用していることを踏まえると、「朝熊山縁起」が成立したときは金剛證寺の寺伝が失われており、「神鏡廣博記」から引用しなければならぬ状態であったと推察される。

では金剛證寺の寺伝が失われていたと考えられるのはいつだろうか。

「醍醐寺文書」（醍醐寺文書 第六函 八〇九）に収められている（文安三年）十月八日「僧通濟書狀」<sup>30</sup>の記事に、

一、朝熊嶽<sup>（伊勢）</sup>柵橋之管領候支證等<sup>通</sup>、うつし令進上候、當住持於京都訴訟申由承及候之間、進置候、衆徒方へ可被



仰付候事、畏入候<sup>(31)</sup>

とあり、伊勢朝熊岳が柵橋の管領である支証など二通をうつし進上させることを求め、朝熊岳の住持が京都において訴訟を申したいわれを承ったので進めて置くことを衆徒方へ仰せつけるように、と記されている。

多田實道氏はこの「僧通濟書狀」の記事に見られる「朝熊嶽」は金剛證寺を指すと考えた。そして、右の引用から文安三年の時点で金剛證寺が醍醐寺末である柵橋(現度会町柵橋)の太神宮法楽寺の管領下にあったことを指摘している。<sup>(32)</sup>

このことから文安三年の時点で金剛證寺が真言宗醍醐寺系統の寺院であったと考えられる。しかし、金剛證寺が醍醐寺系統の寺院であった以前は別の真言宗寺院であったと多田氏は考えている。

多田氏は『国史大辞典』の記事を引用して、明徳三年(一三九二)に仏地禪師が金剛證寺を再興したとする寺伝があることに着目し、この寺伝の真偽について論じている。<sup>(33)</sup>

多田氏は『儀軌』の内容を参照して、金剛證寺が高野山末であった時期があると考えた。<sup>(34)</sup>そして、南北朝時代より嘉吉の乱までを叙述した成立年代・筆者共に未詳の戦記物語『足利治乱記』上巻に、

九月二八朝熊へ御参ニテ、此所大破ニ及テ有シヲ御覧有テ、

造変仰付ラル<sup>(36)</sup>

とあり、九月に朝熊山へ参ると、朝熊山の寺院が大破していたのを足利義満はご覧になり、造り変えるように仰せられたことが記されている。

多田氏は『足利治乱記』の史料的評価は低いと『日本史大辞典』に記されているが、『大日本史料』の明徳四年(一三九三)九月十八日条の記事に、<sup>(38)</sup>義満が明徳四年九月十八日に京都を発ち、同月二十一日に参宮しているのは、紛れもない事実であるとし、日付の参差や義満による大盤振る舞いの記述等、潤色の誤りを免れ得ない箇所もあるが、伊勢滞在時における義満一行の行動自体については、史実を伝えたものとみてよいと思うと述べている。<sup>(39)</sup>

そのため、多田氏は、『国史大辞典』に見られる明徳三年に文暈が金剛證寺を再興したとする寺伝は、『足利治乱記』に見える史実を踏まえたものであると考えた。そして、文安三年には金剛證寺が太神宮法楽寺の管轄下に置かれていた点を踏まえ、金剛證寺が醍醐寺系統の寺院に転じたのは明徳四年の義満の再興のときと見ている。

多田氏は金剛證寺が醍醐寺系統の寺院となった背景に、義満の猶子で醍醐寺三宝院門跡となった満濟(永和四年〜永享七年、一三七八〜一四三五)が関係したと考えた。

満済が醍醐寺三宝院に入室したのは、南北朝時代末の永徳から至徳年間(一三八一～一三八七)であり、義満の強い意向のもと、満済は応永二年(一三九五)に三宝院門跡に就任している。

その後、義満が同院配下の寺領興行を大々的に行い、その中に太神宮法楽寺領も含まれていた。<sup>40</sup>そして、満済が三宝院門跡に就任する二年前の明徳四年、金剛證寺が荒廃しているのを見た義満は、寵愛する満済がいずれ醍醐寺三宝院門跡となることを見越し、その復興を命じ、義満は再興させた金剛證寺を醍醐寺系統の寺院に改め満済に与えたと多田氏は推察している。

これらのことから、金剛證寺が醍醐寺末、太神宮法楽寺末として安定していたのは、満済が醍醐寺三宝院門跡であった応永二年から永享六年(一三九五～一四三四)のことと多田氏は推察している。

多田氏は『国史大辞典』の記事をもとに明徳三年に仏地禪師が金剛證寺を再興したとする寺伝について検討したが、この寺伝は朝熊山にあった真言宗寺院明王院が伝えていた。<sup>41</sup>

明王院は金剛證寺が真言宗であったときに建立された寺院で、金剛證寺が真言宗であったときの信仰を明王院は伝えていた。<sup>42</sup>そのため、明王院は金剛證寺が醍醐寺系統の寺院に転じたときのことと伝えていたと考えられる。しかし、はじめはこの寺伝で醍醐寺系統の寺院に転じたことを伝えていたが、

金剛證寺が禪院として再興された後、明徳年間に仏地禪師によって金剛證寺が再興されたと誤って伝えられるようになったと推察される。

尚、明徳年間再興の寺伝の他、金剛證寺には応永年間(一三九四～一四二七)に仏地禪師が金剛證寺を再興したとする寺伝もあり、こちらは禪院となつてから金剛證寺が伝えたものである。<sup>43</sup>しかし、文安三年の時点で金剛證寺が醍醐寺系統の寺院であったので、応永年間に禪宗の仏地禪師が再興したとは考え難い。このことについて、多田氏は仏地禪師の遺弟にあたる鎌倉五山僧が師を勧請開山としたためにこのような寺伝が形成されたと推察している。<sup>44</sup>

多田氏が論じたように、金剛證寺が醍醐寺系統の寺院として安定したのは応永二年から永享六年で、明徳または応永年間に金剛證寺が再興されたとする寺伝があることを踏まえると、金剛證寺が醍醐寺系統の寺院として再興されたのは明徳から応永年間(一三九〇～一四二八)であると考えられる。そして、この時の金剛證寺が荒廃していたならば、金剛證寺を再興するに当たり勸進で資財を集める必要が生じ「朝熊山縁起」を記したと推察される。

以上のことから、「朝熊山縁起」が成立したのは、荒廃した金剛證寺を再興し、金剛證寺が醍醐寺系統の寺院として安定し

た応永から永享年間(一三九四〜一四四一)と考えられる。

## 結 論

以上、これまで『儀軌』と「朝熊山縁起」の関係と成立について検討してきた。

本論のはじめで、『儀軌』の成立を応永から文安年間と比定し、『儀軌』上巻と「朝熊山縁起」は同一のものとする久保田氏の先行研究について確認した。筆者はこれに対して、『儀軌』の上巻と「朝熊山縁起」を同一とする事に問題があると指摘し本論で検討することにした。

まずは『儀軌』上巻と「朝熊山縁起」の序文や本文の文量、注釈の状態を比較したところ、両者は同一とは言えず、「朝熊山縁起」を底本として『儀軌』が成立したことを明らかにした。次に「朝熊山縁起」が引用する「神鏡廣博記」について明らかにし、金剛證寺の寺伝が失われたことにより、「朝熊山縁起」が「神鏡廣博記」を引用しなければならぬ状態であったと推察した。そして、金剛證寺の寺伝が失われたと考えられる時期を明らかにするために、多田氏の論考を参照し、明徳から応永年間に金剛證寺は醍醐寺系統の寺院として再興されたことを論じた。

また、金剛證寺が醍醐寺系統の寺院として安定したのは応永二年から永享六年とする多田氏の推察を参照して、「朝熊山縁起」が成立したのは、荒廃した金剛證寺を再興し、金剛證寺が醍醐寺系統の寺院として安定した応永から永享年間であると考えた。

これらのことから『儀軌』上巻と「朝熊山縁起」は同一とは言えず、応永から永享年間に成立した「朝熊山縁起」を底本として応永から文安年間に『儀軌』が成立したと考えられる。

## 謝 辞

筆者は本論を作成するにあたり、龍谷大学図書館様、高野山大学図書館様、神宮文庫様、教王護国寺(東寺)様の御協力を得たことで本稿を書き上げることができた。この場を御借りして御協力頂いた皆様方に感謝の意を示し本稿を終えたい。

## 註

(1) 久保田収「天照大神と兩宝童子―朝熊山の信仰を中心として―」『皇學館論叢』第一卷 三号(皇學館大學人文學會、一九六八)二―五頁参照。

(2) 前掲「天照大神と兩宝童子―朝熊山の信仰を中心として―」三頁参照。

- (3) 龍谷大学図書館所蔵「朝熊山儀軌」(〇二一―三五〇一)
- (4) 高野山大学図書館所蔵「朝熊山儀軌上」(普一金二〇一六六―〇二)
- (5) 神宮文庫所蔵「朝熊岳儀軌」(二門二七四七)。  
神宮文庫本の奥書には「永正八年<sup>辛</sup>三月廿六日。持來當院ノ重寶不<sup>レ</sup>可<sup>レ</sup>過<sup>レ</sup>之ニ云々」とあり、「云々」と記されていることから、神宮文庫本が永正八年の写本を転写した、あるいは転写した時にいわれを記したと考えられる。そのため、神宮文庫本が書写されたのは永正八年以降であると考えられる。
- (6) 前掲「天照大神と兩宝童子―朝熊山の信仰を中心として―」の中で久保田氏は「儀軌」の成立について論じている。
- (7) 久保田氏が『統群書類従』の「朝熊山縁起」を観智院本と称したのは、永正八年の写本を文政二年に東寺観智院で転写したとする奥書が本書に見られるからである。
- (8) 神道大系編纂会『神道大系』神社編十四 伊賀・伊勢・志摩國(神道大系編纂会、一九七七)五二頁引用。尚、段落が下がった箇所が奥書に当たる。
- (9) 神宮文庫本の「儀軌」と「朝熊山縁起」の書写暦が永正八年であることから神宮文庫本と観智院本が同系統のも
- (10) 筆者が神宮文庫本の文末から奥書にかけての文章を確認したところこの箇所は「變成男子ノ舍利ノ伝」と題されている。「變成男子ノ舍利ノ伝」は龍谷大学図書館と高野山金剛三昧院本の「儀軌」上巻に見られ、神宮文庫本は「儀軌」下巻に見られる。このことから「儀軌」の写本が作られる中「變成男子ノ舍利ノ伝」の箇所が移されたと考えられる。
- (11) 前掲『神道大系』神社編十四 伊賀・伊勢・志摩國、三五頁引用。
- (12) 龍谷大学図書館本、高野山金剛三昧院、「朝熊山縁起」(観智院本)では「明星堂」となっている。本来は明星堂であると思うが、原文に従って訳した。
- (13) 虚空藏菩薩を本尊として印を組み虚空藏菩薩の真言を百万遍誦する密教の修法である。
- (14) 前掲「天照大神と兩宝童子―朝熊山の信仰を中心として―」二―五頁参照。
- (15) 多田實道『伊勢神宮と仏教―習合と隔離の八百年―』
- 『朝熊嶽儀軌』と「朝熊山縁起」の関係と成立を巡って(永田)

(弘文堂、二〇一九)二五八頁、桜井徳太郎「山中他界観の成立と展開―伊勢朝熊山のタケ参り―」『民間信仰の研究 下』桜井徳太郎著作集4 吉川弘文館、一九九〇) 二二三―二一四頁、前掲『神道大系』神社編十四 伊賀・伊勢・志摩國、一七頁(解説)が久保田氏の説に従って『儀軌』の成立年を記している。なお、筆者が調べた限りでは久保田氏以外の説は見当たらない。

(16) 宮内庁書陵部所蔵『統群書類従』(釈家部 卷八〇三)引用。尚、謄写本は東京大学史料編纂所が所蔵する複写資料を参照。

(17) 京都府立総合資料館『東寺観智院金剛藏聖教目録』第五卷、京都府古文書等緊急調査報告(京都府教育委員会、一九七九)三七八頁参照。

(18) 拙稿「東寺観智院本「朝熊山縁起」の解説と翻刻」『皇學館大学論叢』第五十七卷 第二号(皇學館大学人文學會、二〇二四)参照。

(19) 前掲「東寺観智院本「朝熊山縁起」の解説と翻刻」『皇學館大学論叢』第五十七卷 第二号、三八頁引用。

(20) 「朝熊嶽儀軌」序は天地開闢の日本神話を背景とした朝熊山の朝字石について記している。また、「神地大王示空海曰」は虚空蔵求聞持法修行者の心得や『儀軌』を

護持することの功德などを記している。

(21) 神宮文庫本の「儀軌」上巻に「変成男子ノ舍利ノ伝」は見られないが、代わりに「内陳灌頂ノ大事」が記されている。そのため、やはり神宮文庫本の上巻も「朝熊山縁起」より文章量が多くなっている。

(22) 「朝熊山縁起」と「儀軌」の注釈の例を挙げると、「朝熊山縁起」で「天照太神ト与日ノ本ト後見尊ト住佛ノ谿ニテ待玉ヲ」(前掲「東寺観智院本「朝熊山縁起」の解説と翻刻」『皇學館大学論叢』第五十七卷 第二号、三九頁引用)とある箇所は、『儀軌』では「忝モ天照太神宮與日本後見尊御事待二住佛ノ谷ニ在谷也」(前掲「神道大系」神社編十四 伊賀・伊勢・志摩國、三三三頁引用)とあり、注の書き方の違いは明らかである。

(23) 前掲「天照大神と兩宝童子―朝熊山の信仰を中心として―」五頁参照。

(24) 前掲「天照大神と兩宝童子―朝熊山の信仰を中心として―」六頁参照。

(25) 高楠順次、望月信享編『大日本仏教全書』第八六卷 寺誌部四(大日本仏教全書刊行会、一九三二)岩金山太神宮 寺儀軌 九頁引用。

(26) 蘆田伊戸編『伊勢参宮名所図会』(東洋堂、一九四四)

一四三〜一四四参照。

(27) 『勢陽雜記』で「広博記に曰ふ」として文章を引用している。しかし、内容を見ると『儀軌』からの引用であり、「神鏡廣博記」の箇所は『儀軌』の記事を引用していると考えられる(鈴木敏雄、野田精一校訂『勢陽雜記』三重郷土資料叢書 第十三集(三重県郷土資料刊行会、一九六八)三四五〜三四九頁参照)。

(28) 統群書類従完成会編『石清水八幡宮文書外』筑波大学所蔵文書 下(統群書類従完成会、一九九九)九五頁引用。

(29) 久保田氏は「上巻に『神境広博記』が引用されてゐるが、神宮文庫目録に『神境広博記』とあるのと同じものと思われるけれども、神宮文庫所蔵本はいま所在が不明で、内容を一見することができなかつた」と記している(前掲「天照大神と兩宝童子―朝熊山の信仰を中心として―」参照)。

筆者が神宮文庫に『神境廣博記』の閲覧を申請したところ本書を拝見することが出来た。しかし、本書の外題は『神境廣博記』とされているが中身は寛文二年(一六六二)の奥書をもつ神宮文庫本系統の『儀軌』であつた。

(30) 「僧通濟書狀」の成立を『大日本古文書』(醍醐寺文書之四 八〇九)では年未詳とするが、最新の翻刻である『三

重県史』(資料編古代・中世下 第三部醍醐寺領伊勢国黒田莊(南黒田御厨)三三)においては文安三年と比定している。

多田實道氏は、『三重県史』が文安三年と比定したことについて、これは通齋が民部卿法橋御厨へ宛てた柵橋進上物注文の端裏書に「柵橋状等文安三十」とみえる点に拠つたものと思われ、首肯すべきことであらうとし、「僧通濟書狀」の成立を文安三年としている(前掲「伊勢神宮と仏教―習合と隔離の八百年―」二二六七頁参照)。

(31) 東京大学資料編纂所編『大日本古文書』家わけ第十九醍醐寺文書之四(東京大学、一九六四)一八七頁引用。

(32) 前掲「伊勢神宮と仏教―習合と隔離の八百年―」二六〇〜二六五参照。

(33) 前掲「伊勢神宮と仏教―習合と隔離の八百年―」二五八〜二六五参照。

(34) 金剛證寺では七鎮守として「一宝宮弁才天女」、「二宝宮荒神」、「三宝宮春日大明神」、「四宝宮三輪大明神」、「五宝宮丹生大明神」、「六宝宮白山妙理大権現」、「七宝宮清瀧大権現」が祀られている。

多田氏は五宝宮の丹生大明神は高野山の守護神であり、七宝宮の清瀧大権現が醍醐寺の守護神であることか

『朝熊嶽儀軌』と『朝熊山縁起』の関係と成立を巡って(永田)

ら、金剛證寺におけるこの鎮守の序列は、金剛證寺が当初は高野山末であったが、或る時期を境に醍醐寺末へと転じた事実を示唆していると考えている。前掲『伊勢神宮と仏教―習合と隔離の八百年―』二六一頁参照。

- (35) 嘉吉の乱は、嘉吉元年(二四四一)に播磨・備前・美作の守護赤松満祐が室町幕府六代將軍足利義教を殺害し、領国の播磨で幕府方討伐軍に敗れて討たれるまでの一連の騒乱を指す。

- (36) 近藤瓶城編『史籍集覧』第十六冊 改定 第二七九「足利治乱記」上巻「將軍義満伊勢參宮事」(近藤出版部、一九〇二)一九頁引用。

- (37) 下中弘編『日本史大辞典』卷一(平凡社、一九九二)一九二頁参照。

- (38) 『大日本史料』の明徳四年九月十八日条には「足利家宮位記」の記事として、

十八日庚義満、伊勢大神宮參詣、是日、京都ヲ發ス。  
(東京大學史料編纂所『大日本史料』第七編之一  
後小松天皇(東京大學出版会、一九六八)三二七頁引用)

とあり、十八日に義満が伊勢大神宮を參詣したことが記されている。

- (39) 前掲『伊勢神宮と仏教―習合と隔離の八百年―』二六三参照。

- (40) 「義満が同院配下の寺領興行を大々的に行い、その中に太神宮法樂寺領も含まれていた」とすることは、前掲『伊勢神宮と仏教―習合と隔離の八百年―』二二三―二五七頁で論じられている。

- (41) 滋賀県にあった甲賀下磯尾の眞岡北之坊家には近世初頭のものかと思われる虚空藏菩薩の絵像があり、明治二十一(一八八八)年の大火により焼失した金剛證寺の堂舎再建のための趣意書が裏書きされている。この趣意書に、

欽明天皇ノ御宇曉基上人創メテ此山ヲ開キ、天長二年、空海上人此ニテ金剛ノ密法ヲ修セラル因リテ金剛ノ證寺ト号ス。明徳元年、中偶(亮)ニ鎌倉建長寺ノ開山大覺禪師五世ノ孫東岳文豆大和尚本寺ニ曆住シ年經テ已ニ絶ヘナントスルヲ再建シ大ニ經營スル所アリ。

とあり、その末尾に「明王院主大阿闍梨世尊院泰順法印携帶之 俗名眞岡阿和路」とある。

趣意書では「明徳元年」となっているが、明徳年間に金剛證寺が再興されたとする寺伝を明王院が伝えていることは明らかである(甲賀市史編さん委員会『甲賀市史(第三卷 道・町・村の江戸時代)甲賀市、二〇一四)四二七



頁参照。尚、趣意書の翻刻は同書に見られる写真三〇八の「軸装の虚空蔵菩薩像の裏書」参照して筆者が翻刻した。

(42) 金剛證寺が真言宗であったときに伝授していた密教の修法(虚空蔵求聞持法)は金剛證寺が禪院に転じたことで金剛證寺に代わって明王院が伝授するようになった(拙稿

「伊勢朝熊山の雨乞と修験者」『山岳修験』第七十三号(日本山岳修験学会、二〇二四)四四～四五頁参照)。

(43) 応永年間に仏地禪師が金剛證寺を再興したとする寺伝は、

金剛證寺の住持明叟が慶長十九年(一六一四)に記したとされる『朝熊嶽縁起』と寛文二年(一六六二)に金剛證寺の住持大仲によって記され、延享二年(一七四五)に金剛證寺の住持玉堂によって刊行された『朝熊岳略縁起』に見られる(川口素道編『朝熊岳金剛証寺典籍古文書』(金剛證寺、一九九四)一三四頁と神宮文庫所蔵『朝熊岳金剛証寺開帳幟神号略縁起差留一件』(一部 四六〇二号)を参照)。また、両者以前に成立した『儀軌』あるいは「朝熊山縁起」には明徳ならびに応永年間に金剛證寺が再興されたという記述は見られない。

明徳年間に金剛證寺が再興されたとする寺伝を明王院が伝えていたならば、これは禪院となった金剛證寺が伝えた応永年間再興の寺伝とは異なったものである。つま

り、朝熊山では明王院が伝える明徳年間の寺伝と禪院となった金剛證寺が伝える応永年間の二つの寺伝が存在する。

(44) 前掲『伊勢神宮と仏教―習合と隔離の八百年―』二六〇

頁参照。

(ながた いらい・皇學館大學大学院 博士後期)

『朝熊嶽儀軌』と「朝熊山縁起」の関係と成立を巡って(永田)

# 病弱教育の学習指導要領及び教育課程 に関する考察

——第二次世界大戦前から近年までの変遷に着目して——

藤 澤 憲

## □ 要 旨

わが国の病弱・身体虚弱教育において、第二次世界大戦前から1979（昭和54）年の養護学校義務制を経て近年までの学習指導要領や教育課程の変遷の歴史を探り、どのような教育内容が重要視され、現在の病弱教育の教育目標・内容へと繋がっていったのか考察を深めた。その結果、1971（昭和46）年の学習指導要領改訂により、児童生徒の実態を考慮した教育課程の編成や指導内容等も明確になり、現行の学習指導要領の礎になっていることが示唆された。病弱教育の歴史的経過は、他の障害種とは異なり、医療機関の進歩や障害者観などの影響を受けて大きく変容してきたことが明らかとなった。

## □ キーワード

病弱・虚弱教育の変遷、教育課程、学習指導要領

## はじめに

これまで、知的障害教育や肢体不自由教育の学習指導要領や教育課程の変遷についての先行研究<sup>1)2)</sup>はあるが、病弱・身体虚弱教育（以下、「病弱教育」）に

関する学習指導要領や教育課程等の変遷について詳細に示されたものはあまり見当たらない。

近年の病弱教育では従来の喘息、心臓・腎臓疾患等の児童生徒に加え、不登校児童生徒への支援などさらなる障害の多様化が求められている。また、インクルーシブ教育の実現を目指して教育に留まらず、様々な関係諸機関との協働が必要であると考えられる。これらの現状を踏まえ、児童生徒一人一人の実態に即した教育活動をより一層模索していくためにも過去の病弱教育の変遷を理解し、今後の教育活動にいかしていくことは大変意義深いことであると思われる。

そこで、本稿では病弱教育のはじまりから第二次世界大戦や養護学校義務性等を経て、現在に至るまでの病弱教育に関する学習指導要領や教育課程の変遷の歴史を探ることにより、どのような教育内容が重要視され、現在の病弱教育の教育目標・内容へと繋がっていったのか考察を深めた。

## 1. 病弱教育の始まりから第二次世界大戦前まで

病弱教育とは、「病弱・虚弱教育」の略称である。病弱とは心身の病気のため弱っている状態を表し、身体虚弱とは病気ではないが身体が不調な状態が続く、病気にかかりやすいといった状態を表している<sup>3)</sup>。また、学校教育法施行令第22条の3項において、「一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの、二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの」として病弱者を認定特別支援学校就学者として認められている<sup>4)</sup>。つまり、病弱教育とは、慢性疾患、神経疾患、身体虚弱などの子どもたちにその病状や健康に視点をあて、健康の回復・増進と人格的発達を目指して取り組まれる教育であることが窺える。

わが国の病弱教育の始まりは、1889（明治22）年、三重県立師範学校の脚気に罹患した生徒を対象に転地して教育を行ったものが最初とされている<sup>5)</sup>。当時脚気は、国民健康の最大の課題であり、文部省は全国の公立学校に学校医を配置する施策をとっていた。また、明治後期から大正期より、身体虚弱児に対

する健康増進、体力向上を目的に、休暇集落での教育が行われた。身体虚弱児の休暇集落としては、1912（大正元）年高松市四番町尋常小学校が行ったものが最初とされている<sup>6)</sup>。大正期には林間、臨海の地において長期間に渡る教育が行われた。さらに、全国各地に身体虚弱児のための学園の設置があり、通常学校の中での養護学級（身体虚弱児の学級）の設置が行われた。1917（大正6）年神奈川県茅ヶ崎市に結核予防団体白十字会によって設けられた林間学校が最初のものでされ、1923（大正12）年の大阪市御津尋常小学校の林間学校が続いて開校された<sup>6)</sup>。

また、1926（大正15）年に当時の東京市の鶴巻尋常小学校の養護学級、1928（昭和2）年に同麹町尋常小学校の開放学級がそれぞれ設けられた。さらに、1928（昭和2）年に千葉県長生郡一宮町に私立小学校として一宮学園が開校された。全国的には、養護学級（身体虚弱児の学級）を見ると、1928（昭和2）年に18校27学級、1933（昭和7）年に87学級、1936（昭和10）年に209学級に達した<sup>7)</sup>。その後、1942（昭和16）年に公布された国民学校令施行規則において、特別養護の必要のある身体虚弱児に対して学級や学校の編成が定められた<sup>9)</sup>。また、1944（昭和18）年に公布された中学校規程及び高等女学校規程では、特別の授業の必要があると認められた身体虚弱生徒を対象に特別の学級を編成できるように規定された<sup>8)</sup>。

第二次世界大戦前の病弱教育の教育内容・方法に着目すると、白十字会林間学校では教育方針として、①個別に指導すること、②児童の精神的疲労を少なくすること、③授業では肉体的活動と精神との調和発達を目指すこと、の三項目があげられていた。具体的には、日光と空気に十分親しませること、滋養に富み、消化しやすい栄養食物を摂取させること、休息と睡眠とを十分に与えることを重視していた。授業は一週20時間を限度に、一時間を40分とされ、20分の休憩がとられていた。全児童は寄宿舎に入舎し、教科では発熱や微熱のある児童が体操科を除くほか、一般の小学校と同様であった。また、午前中には主に教科指導が行われ、午後には睡眠の後、海岸や松林の下の散歩、遊戯、魚釣りなどが実施された<sup>9)</sup>。

1928（昭和2）年に開校された一宮学園の教育方針として、①心身の健全を

はかること（衛生的訓練）、②社会生活に慣れ親しむこと（社会的訓練）、③勤労の習慣を養うこと（勤労教育）、④児童の体力能力に適応した教育を目指すこと（個人教育）、の四項目があげられていた。時間割編成では、同一教科を一時間以上継続しないこと、学習困難な教科の重複を避けること、光線射入の実際に即して視力を要する学科を配置すること、などがあげられていた<sup>10)</sup>。

## 2. 第二次世界大戦後から養護学校義務制までの病弱教育

第二次世界大戦後、1947（昭和22）年の学校教育法の制定により、身体虚弱児は特殊学級（特別支援学級）での教育の対象とされた。しかし、病弱児は、養護学校（特別支援学校）の対象ではなく、病気治療に専念させるという観点から就学猶予・免除とされた。

身体虚弱の特殊学級在籍児童生徒数に着目すると、1956（昭和31）年まで増加し、その後減少していった。身体虚弱児童の教育の一方、児童生徒の保健問題の中心は、1955（昭和30）年頃まで結核予防にあった。少年保養所に学齢児童が多数入所していることから、結核患者の児童に対して適切な学習を行うことによって治療効果を上げることができるとして「特殊学級」の設置ないし「教員を派遣」する方式で教育を行った。このような取り組みの初発の試みとして、1948（昭和23）年7月、貝塚養護学校の前身である大阪市立少年保養所付設貝塚学園が大阪市立大宝小学校および南中学校の分校として設置され、結核児童の教育の歴史を切り開いた<sup>11)</sup>。

1956（昭和31）年に公立養護学校整備特別措置法が公布され、1957（昭和32）年に障害児の教育措置基準の改定が行われたことにより、結核性疾患、心臓疾患、腎臓疾患、身体虚弱の程度の高い者は、養護学校（特別支援学校）での教育の対象とされた。この時期、身体虚弱児対象の養護学校（私立一宮学園をはじめとして、白野江養護学校（後に北九州市立門司養護学校へと発展）など）、少年保養所内の養護学校（1957年に大阪市立貝塚養護学校の開設をはじめとするもの）、国立療養所内の養護学校（1953年の兵庫県立上野が原養護学校の開校をはじめとした国立療養所内に設置されたもの）などの類型がみられる。

1961（昭和36）年には、学校教育法の改正により、病氣療養中の児童生徒は病弱養護学校の対象者として位置づけられた。その当時の就学基準は「一 慢性の胸部疾患、心臓疾患、腎臓疾患等の状態が6か月以上の医療文は生活規制を必要とする程度のもの、二 身体虚弱の状態が6か月以上の生活規制を必要とする程度のもの」と学校教育法施行令に定められ、病弱養護学校の設置を推進していた。病弱養護学校では、1955年頃までは、身体虚弱児と結核性疾患児の教育が中心となり、1965年前後には国立療養所での進行性筋ジストロフィー児の教育が開始された。

第二次世界大戦後の病弱教育の教育課程の変遷に着目すると、都会地に設けられていた養護学園は、それぞれの教育課程を編成していたが、主として小・中学校に準じたものであった<sup>12)</sup>。また、各教科の指導では児童生徒の原校復帰のことを考慮し、教育計画が実施されていた。例えば横浜市立二ッ橋学園では特に国語、算数の実力を養うこと、社会科、理科、家庭科の三科については合科的な指導を行い、保健教材、生活教材、厚生教材に重点を置くこと、音楽、図画工作では健康教育上重要なので鑑賞教育と課外指導に努力すること、体育では過激な運動は避け、軽い遊戯、散策等を行い精神的疲労の回復を図るとともに衛生講話等により保健の知識を養うこととしている<sup>13)</sup>。当時の虚弱児を対象とした養護学校や特殊学級（養護学園）の教育課程を概観すると、前述に類したものであったことが窺える。1953（昭和28）年度文部省刊行の「身体虚弱児童生徒の健康指導の手引き」の利用について、久留米・上野ヶ原・一宮・群馬・貝塚・三条・片浜・秦野などの病弱養護学校や療養所等に設置されている特殊学級（養護学園）8施設の授業時数、各教科の配當時数に関して調査資料が掲げられている<sup>13)</sup>。また、1960（昭和35）年8月に、文部省から病弱養護学校における教育課程の研究が発表され、各校の参考資料として示された。これによると、文部省は教育課程編成における問題点を小・中学校の学習指導要領と対比して検討している。具体的には、この参考資料の中で道徳教育についての追加事項や修正事項があるかどうか、保健指導を新たに設ける必要はないか、各教科等について追加説明の必要があるか、学習困難な教科についてどうするか等が示されていた<sup>13)</sup>。

1958（昭和33）年には、小学校学習指導要領の公示により、病弱養護学校に対する学習指導要領作成の期待も高まり、1963（昭和38）年2月に文部省が「養護学校小学部学習指導要領病弱教育編」を通達し、1963（昭和38）年4月から実施された。また、1964（昭和39）年3月に文部省が「養護学校中学部学習指導要領病弱教育編」を通達し、1964（昭和39）年4月から実施された<sup>14</sup>。主な学習内容として、小・中学校の学習指導要領と対比しつつ、総則の中に、「養護活動」の領域を盛り込むこと、小学部において教科「体育」を「養護・体育」、中学部において「養護・保健体育」とした。また、小学部では「養護活動は養護学校における教育の基本であるから、学校の教育活動全体を通じて行うことが必要であり、「養護・体育」の時間以外の各教科・道徳・特別活動及び学校行事等のあらゆる機会に健康の回復を図る指導の必要性が示された<sup>14</sup>。具体的な指導目標や学習内容に着目すると、教科「養護・体育」の養護の目標として、「(ア) 各児童に適した生活規則を行わせて健康回復を図る。(イ) 養護の意義を理解させ、健康回復に必要な知識・技能を養う。(ウ) 自己の病弱の状態を自覚させ、健康回復に必要な生活規制を実践する習慣、態度を養う。」としている。また、学習内容として、「(ア) 主として安静に関する内容（絶対安静・安静・休養・午睡等）。(イ) 主として運動に関する内容（歩行・運動・皮膚まさつ等）。(ウ) 主としてレクリエーションに関する内容（散歩・遊戯・読書・飼育・栽培・娯楽等）に対して、その意味、方法等の理解、健康回復に必要な知識、技能を養う。」としている<sup>15</sup>。さらに、小学校学習指導要領における最低授業時数を標準時数として養護・体育以外は小学校の最低時数と同じとし、養護・体育は倍の時数とした（小学校指導要領では一単位時間を45分としているのに対して、小学部では35分「但し養護・体育は45分」）。なお、中学部では養護活動の領域については小学部と同様であり、教科についても同様の考え方であるが、一単時間を40分としている<sup>15</sup>。

1971（昭和46）年3月に養護学校（病弱教育）小学部・中学部学習指導要領が定められ、1971（昭和46）年4月に小学部、1972（昭和47）年4月に中学部がそれぞれ施行された<sup>16</sup>。この学習指導要領における主な特徴として、以下の三点があげられる。第一に、小・中学校の教育目標の他に、「小学部及び中学



部を通じ、病弱、身体虚弱に基づく種々の困難を克服するため必要な知識、技能、態度を養うこと。」を加えている。第二に、これまで病弱養護学校において取り組まれていた「養護活動」の代わりに新しく「養護・訓練」の指導が設けられ、教科「養護・体育」の養護の内容も養護・訓練領域に含まれたことである。「児童又は生徒の心身の障害の状態を改善し、又は克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う。」ことを目的とした「養護・訓練」の指導は、学校の教育活動全体を通じて行われるとともに、教育課程に時間を設けて取り組まれるようになった。第三に、対象となる児童生徒の病弱の種類や程度等が多様化することに対して教育課程に特別な配慮がされたことである。具体的には、「学校において特に必要がある場合には、心身の障害の状態により学習が困難な児童または生徒について、小学部または中学部の各教科の各学年の目標及び内容に関する事項の一部を欠き、またはその全部もしくは一部を各教科（中学部では各教科に相当する小学部の各教科を含む）の当該学年の前各学年の目標及び内容に関する事項の全部もしくは一部によって代えることができるとした。また、「重複障害者及び療育中の児童または生徒について特に必要がある場合には、実情に応じた授業時数を定めることとした。さらに、「重複障害者のうち、学習が著しく困難な児童または生徒については各教科、道徳及び特別活動の目標及び内容に関する事項の一部を欠き、養護・訓練を主として指導を行うこと。」とした。

1964（昭和39）年、文部事務次官通達による病弱養護学校学習指導要領が定められた当時、高等部が設置されていたのは、北海道の私立新懇藤学園のみであった<sup>17)</sup>。1969（昭和44）年、公立としては初めて北海道真駒内養護学校の山の手分教室に高等部が設置された。1972（昭和47）年10月、養護学校（病弱教育）高等部学習指導要領が告示され、1973（昭和48）年4月から施行されることとなった。

### 3. 養護学校義務制から近年までの病弱教育

1972（昭和47）年頃から、全国的に結核は激減し、喘息、腎臓疾患などの内

部疾患の児童生徒が急増した。1979（昭和54）年の養護学校義務制実施により、重症心身障害児の子どもたちの割合も増加し、重度化がすすむと同時に1980（昭和55）年、47都道府県全てに病弱養護学校が設置された。1980年代後半頃には、心身症などの精神・神経疾患の割合が次第に増加し、現在も増え続けている。

病弱養護学校の多くは病院に併設されているため、入院児に対する教育が主軸である。そのため、病弱養護学校の対象は、1990（平成2）年代初頭まで、「6か月以上の治療又は生活規制を必要とする程度のもの」と規定されてきた。しかし、医療技術の進歩に伴い、入院治療又は生活規制の程度が6か月以上という場合は少なくなり、入院治療などが6か月未満の場合は入院中また自宅療養中の教育の保障は十分ではなかった。このように、入院期間が短期化したことや地域医療の発展による入退院の繰り返しへの教育の保障が早急に求められた。1994（平成6）年には、病気療養児の教育に関する調査協力者会議は「病気療養児の教育について（審議のまとめ）」を出し、これを受けて、文部省が「病気療養児の教育について（通知）」を出し、「6月以上の医療又は生活規制」が必要であるという診断書がなくても教育の機会を提供するために柔軟に対応すること、転校実務の簡素化、病院の中に院内学級など教育機関の設置を促進すること、教職員の専門性を向上させること等を通知した。1990年代半ば以降、大学病院を中心として院内学級や病弱養護学校の分校や分教室の設置がなされていくことになった。1999（平成11）年の学習指導要領改訂において、「養護・訓練」が児童生徒の主体性を明確にした「自立活動」に改名され、現行の学習指導要領に引き継がれている<sup>18)</sup>。

制度的には、2002（平成14）年の学校教育法施行令改正によって、病弱養護学校の対象児は、「一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの、二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの」と規定された。つまり、病弱養護学校を中心とする病弱教育は、医学の進歩、医療行政の変化に規定されながら、その対象や教育の体制、教育の内容を変えてきたことが窺える。

今日の病弱教育は、医療機関と併設ないし隣接する病弱を対象とする特別支

援学校や院内学級のある特別支援学校、通常学校の中での病虚弱学級や保健室によって担われている。2006（平成18）年、学校教育法の改正によって、2007（平成19）年より特別支援教育が実施されているが、特別支援教育における病弱を対象とした特別支援学校の変化は大きい。病弱特別支援学校の類型に着目すると、①病弱特化型（病院に併設し、入院時のみ受け入れ）、②入院・通園型（入院時、通学生を対象。内部で、重症心身障害、慢性疾患、心身症などの部門をもつ）、③複数障害 種対応型（知的・肢体不自由などの障害種にも対応するよう再編整備）、④寄宿舍型（軽度慢性疾患や心身症に対応した門司・久留米などの特別支援学校）、⑤健康学 園型（肥満、喘息、虚弱などに対応した東京の区立特別支援学校など）などに分類される。学校の機能・役割からみると、病弱特別支援学校は多様な形で存在しており、病気や障害、困難のある子どもたちへのアプローチを多様な形で展開し、展望を模索していることが窺える。その後、2012（平成24）年のインクルーシブ教育システム構築における共生社会の実現に向けた取組み等により、病弱教育の対象児童の障害種の多様化に繋がり、病弱教育特別支援学校ではその障害種に応じた教育課程の設定及び様々な学習の工夫が求められてきた<sup>19)</sup>。また、さらなる医療の進展により入退院を繰り返し、小中学校等への通学に困難な児童生徒への対応や小児がんへの診療体制の整備等から、2013（平成25）年、文科省は「病気療養児に対する教育の充実について」を提示し、退院後も通学の困難な病気療養児童生徒に対しての理解と教育対応の推進を促す通知を出した<sup>20)</sup>。

2010年代からこれまでの病弱特別支援学校教育課程に着目すると、2015（平成26）年に文部科学省教育課程部会特別支援教育部会は、学校教育法第72条の特別支援学校の教育に関する条文「視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者に対して、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知能技能を授けることを目的とする。」を考慮し、特別支援学校の教育課程に言及している<sup>21)</sup>。病弱特別支援学校の教育課程編成をまとめたものが以下の表1である。

表 1 病弱特別支援学校の教育課程編成

小学校・中学校・高等学校に準ずる指導及び自立活動	
①障害の状態に特に必要がある児童生徒	(1)各教科及び外国語活動の目標、内容の一部を取り扱わないことができる。
	(2)各教科の前各学年の目標、内容の全部又は一部に替えることができる。
	(3)前学部の各教科の目標、内容の全部又は一部に替えることができる。
	(4)中学部の外国語は、外国語活動の目標及び内容の一部を取り入れることができる。
	(5)幼稚部教育要領の各領域のねらい及び内容の一部を取り入れることができる。
②知的障害を併せ有する児童生徒	(1)（小・中学部）特別支援学校（知的障害）の各教科又は各教科の目標、内容の一部に替えることができる。
	(2)（高等部）特別支援学校（知的障害）の各教科等の履修によることができる。
③重複障害者のうち、障害の状態により特に必要がある生徒児童	(1)自立活動を主とした指導。 ※道徳、特別活動の目標、内容の全部を替えることはできない。
④教員の派遣が必要な児童生徒	(1)上記のいずれかに示すところによることができる。
	(2)特に必要がある場合には、実状に応じた授業時数を適切に定める。

表 1 に着目すると、病弱特別支援学校の教育課程編成は、「①障害の状態に特に必要がある児童生徒」、「②知的障害を併せ有する児童生徒」、「③重複障害者のうち、障害の状態により特に必要がある生徒児童」、「④教員の派遣が必要な児童生徒」を想定した大きく四つに分けられる。また、児童生徒の実態に応じて小・中学校に準じた教育課程と複数の障害種を併せ有することから特別な教育課程を編成した形で教育実践が行われている沖縄県内の病弱教育特別支援学校の例<sup>19)</sup>に着目すると、計三つの教育課程が報告されている。具体的には、表 1 の①の(1)(2)(3)に示されるような「小・中学校に準ずる教育課程・下学年適応の教育課程」、②の(1)に示されるような「知的障害特別支援学校代替の教育課程」、③の(1)に示されるような「自立活動を主とした教育課程」の三つである。

#### 4. 考 察

病弱教育の始まりから第二次世界大戦前までの教育内容や教育方法に着目すると、明治後期から大正期より休暇集落での教育が行われた。これは当時、子どもたちの体が弱ければ結核等の病気にかかりやすいという考えが浸透したため、身体虚弱児に対する健康増進、体力向上を目的とした教育が行われていたと考えられる。また、大正期に入り、林間、臨海の地において教育が行われた。さらに、全国各地に身体虚弱児のための学園の設置があり、通常学校の中での養護学級（身体虚弱児の学級）の設置が行われた。これは、長期間に渡り計画的な教育を行うことが効果的であるという認識が広まり、当時の医学の進歩に応じて、日光と空気に十分親しませる学習や、滋養に富み、消化しやすい栄養食物を摂取させることの必要性があったからではないかと推察される。昭和期に入り、養護学級が増え、1942（昭和16）年に公布された国民学校令施行規則において、特別養護の必要のある身体虚弱児に対して学級や学校の編成が定められた<sup>8)</sup>。しかし、この時点において具体的な教育内容や教育方法まで統一はされておらず、身体虚弱児に対する健康増進や体力向上を目的とした学科指導が行われており、児童生徒の実態に応じて当時の小学校に倣った教科指導も取り入れていたことが窺える。

第二次世界大戦後、学校教育法により当時の特殊教育が法的に体系化されても、特殊学級の整備は難しく、養護学校（特別支援学校）の「学習指導要領」の作成まで着手されていない。また、病弱児は、養護学校の対象ではなく、病氣治療に専念させるという観点から就学猶予・免除とされた。これは、病弱児の健康の回復が優先であり、健康が回復してから教育を受けるという考え方が浸透していたからであったと考えられる。

1962（昭和37）年度版養護学校学習指導要領に着目すると、知的障害教育では教育目標に関する章が設けられ、「教育の一般目標」と「小学部・中学部における具体目標」が示されていた<sup>22)</sup>。しかし、病弱教育では、明確な教育目標は示されず、小学校等の学習指導要領に倣ったものであり、各教科の目標・内

容については、小・中学校に準ずることとされていた<sup>15)</sup>。これらは、当時の肢体不自由教育において明確な教育目標が示されず、小学校等の学習指導要領に倣ったものであったという知見<sup>1)</sup>とも類似しており、病弱教育や肢体不自由教育の教育目標等がかなり立ち後れていたことが省察される。また、1971（昭和46）年の学習指導要領改訂以前の病弱教育において、単一障害のある児童生徒は基本的に小学校等の各教科等の内容に即した教育を受けていた。つまり、各教科、道徳、特別活動及び学校行事等が学校の教育活動全体の中で実施されていたため、「養護・体育」は特別な時間枠をとることができず、関連する教科の枠の中に位置づけられていたことが窺える。しかし、1971（昭和46）年の学習指導要領改訂において、「養護・訓練」が教育課程編成の領域に位置づけられ、病弱児を含め障害のある児童生徒の教育課程が明確になったと省察される。つまり、1971（昭和46）年の学習指導要領改訂により、児童生徒の実態を考慮した教育課程の編成や指導内容等も確立され、現行の学習指導要領に繋がっていると考えられる。1979（昭和54）年に養護学校教育の義務制が始まり、学習指導要領改訂では、盲・聾・養護学校の教育目標が共通のものとなった。これは、病弱養護学校においても、身体虚弱、結核の他に喘息、心臓・腎臓疾患等病類の多様化が目立ち、従来の学習指導要領病弱教育編については多くの点で改正の必要性に迫られていたのではないかと推察される。

近年の病弱教育に着目すると、インクルーシブ教育の実現を推進するためには、医療・福祉、教育関係諸機関等が連携し合って、健康教育を進めると共に、病気による学習の空白、授業時間の制約、生活経験や家族との関係などに配慮し、きめ細かな学習指導を行う必要があると考えられる。

第二次世界大戦前から養護学校義務制を経て近年までの病弱教育の歴史的経過は、他の障害種とは異なり、医療機関の進歩や障害者観などの影響を受けて大きく変容してきたことが省察できる。また、これらの変容に伴い病弱教育の対象者や教育課程、授業内容や方法に関しても変容が求められたことについては見過ごすことのできない事実であると考えられる。

今後の課題として、病弱教育においては例えば発達障害や不登校児への支援、社会情勢と相まってさらなる障害の多様化への対応などを見据え、特に医療・



福祉をはじめとする関係諸機関との協働が求められる。そのため、協働によりどのような教育内容が要視され、今後の病弱教育の教育目標・内容へと繋がっていくのかという視点をもちながら病弱教育の変遷を追うことが必要である。

注

- 1) 藤澤憲（2024）肢体不自由教育における学習指導要領に基づく教育課程の変遷．学校カウンセリング学会&生徒指導士会会報，60，3-6.
- 2) 山内俊久・加藤康紀（2017）戦後の知的障害教育の変遷と創価教育学からの考察－青島養護学校の教育とこれからの特別支援教育－．創価大学教育学論集，（69），207-224.
- 3) 文部科学省（2014）教育支援資料－障害のある子どもの就学手続と早期からの一貫した支援の充実－．文部科学省ホームページ：[https://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/micro\\_detail/\\_icsFiles/afieldfile/2014/06/13/1340247\\_10.pdf](https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2014/06/13/1340247_10.pdf)（2024年7月31日閲覧）
- 4) 清水俊彦（2010）学校教育法ハンドブック－学校教育法・施行令・施行規則の解釈と運用．教育開発研究所.
- 5) 全国病弱虚弱教育研究連盟・病弱教育史研究会（1990）日本病弱教育史.
- 6) 文部省（1978）特殊教育百年史．東洋館出版社，41.
- 7) 前掲6），51-52.
- 8) 前掲6），161.
- 9) 前掲6），161-162.
- 10) 前掲6），162-163.
- 11) 前掲6），445.
- 12) 前掲6），458.
- 13) 前掲6），459.
- 14) 前掲6），461.
- 15) 前掲6），462.
- 16) 前掲6），464.
- 17) 前掲6），466.
- 18) 文部科学省（2018）特別支援学校学習指導要領解説自立活動編（幼稚園・小学部・中学部）平成30年3月．海隆堂.
- 19) 城間園子・緒方茂樹（2016）沖縄県における病弱教育の新たな展望－歴史的経過に基づく現状と課題を踏まえて－．琉球大学教育学部附属発達支援教育実践センター紀要，8，1-8.



- 20) 文部科学省 (2013) 病気療養児に対する教育の充実について (通知).
- 21) 文部科学省 (2015) 特別支援学校の教育課程について. 文部科学省教育課程部会特別支援教育部会第4回資料4.
- 22) 文部省 (1966) 養護学校小学部・中学部学習指導要領精神薄弱教育編. 教育図書.

(ふじさわ けん・和歌山県立紀伊コスモス支援学校教諭)

皇學館論叢 第五十七卷 総目次

(令和六年)

『皇太神宮儀式帳』の編纂材料……………	佐野真人	一	号	頁
——「年中行事并月記事」の検討——				
「学校における児童生徒間の性暴力」対応支援ハンドブックの作成……………	高沢佳司	一		13
	仲律子			
	栗野理恵子			
	杉山佳菜子			
	平谷智生			
『建礼門院右京大夫集』の構成と執筆意図……………	島田朋葉	二		1
源頼朝に仕えた神職たち……………	田宮佑至	二		16
——『吾妻鏡』治承四年七月二十三日条から——				
東寺観智院本「朝熊山縁起」の解説と翻刻……………	永田意頼	二		36
梅田義彦の事績と学問……………	高野裕基	三		1
——梅田義彦旧蔵資料調査のための基礎研究——				
御薪の進献にみる紙と木簡……………	清水七妃	三		26
——平安期の儀礼と木簡——				

秦恒平の往生論……………	永栄啓伸	三	49
——「廬山」「華嚴」を中心に——			
障害児教育の始まりから戦後の昭和37年度版養護学校学習指導要領制定までの 変遷及び教育課程に関する考察……………	藤澤 憲	三	71
知的障害のある生徒の就職と職場定着に向けた進路指導や特別支援学校と 関連機関との連携に関する研究……………	山路 なつみ	三	87
小 阪 美 紅			
高 沢 佳 司			
森 浩 平			
雲 岡 梓		三	108
——付翻刻と注釈——			
歴史物語『池の藻屑』の奥田三角序文について……………			
永栄啓伸著『秦恒平 藍と怨念の幻想』……………	平 石 岳	三	120
秋澤繁と有吉佐和子……………	荊 木 美 行	三	123
——「恍惚の人」の誕生——			
全体像提示への助走……………	新 田 均	四	1
——「現人神」「国家神道」という幻想」執筆前史——			
文禄・慶長の役に関する歴史事典類および主要な著作の記述の偏りについて……………	小 川 隆 章	四	27
『朝熊嶽儀軌』と「朝熊山縁起」の関係と成立を巡って……………	永 田 意 頼	四	47
病弱教育の学習指導要領及び教育課程に関する考察……………	藤 澤 憲	四	62
——第二次世界大戦前から近年までの変遷に着目して——			

## 投稿規程

- 一、『皇學館論叢』（以下「本誌」という。）への投稿は、会員（正会員又は学生会員）に限る。
- 二、本誌の内容は、神道学・国文学・国史学・コミュニケーション学・教育学並びにそれら関連分野についての論説、研究ノート、資料紹介、書評とする。
- 三、投稿原稿は、標準的なワープロソフトを使用して作成しなければならない。その分量の上限は、論説は四百字詰五十枚以内、研究ノート及び資料は三十枚以内を原則とする。
- 四、投稿原稿は和文または英文とし、未刊行のものに限る。
- 五、論説及び研究ノートには、投稿時に四百字以内の要旨と五個程度のキーワード及び英文タイトルを付与する。
- 六、投稿原稿の掲載は、編輯委員会の査読を経て可否を決する。査読の過程において、編輯委員会が投稿者に対して原稿種別の変更を提案することがある。
- 七、投稿原稿は、原則として返却しない。
- 八、送り先は「皇學館大學人文學會」（以下「本会」という。）とする。
- 九、掲載された投稿原稿の著作権は本会に帰属する。ただし、投稿者は本会に連絡することにより、転載・複製・翻訳・翻案などの形で利用することができる。
- 十、本規程の改訂にあたっては、運営委員会において審議し、本会の総会において承認されるものとする。

## 附 則

この規程は、令和六年四月一日から施行する。

## 要旨・キーワードについて

各分野において論文のデータベース化が進んでいる現状に対応すべく、本誌では、「論説」および「研究ノート」に要旨とキーワードを付けることと致しております。本誌に投稿される方は、四百字以内の要旨と五個程度のキーワード（固有名詞や学術用語など）を付けていただきます。会員各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和七年一月五日 印刷  
令和七年一月十日 発行      Ⅷ季 刊Ⅴ

〒516-8555 伊勢市神田久志本町一七〇四

皇學館大学内

編輯兼発行者

皇學館大學人文學會

電話 伊勢 ☎五五〇 二二一〇二〇一

振替口座〇〇八〇〇九一六三四八

会 長 岡 野 友 彦

印刷 所 株式会社 アサプ  
津市河芸町上野二二〇〇番地

KOGAKKAN STUDIES IN THE HUMANITIES

# KOGAKKAN RONSO

---

Vol. LVII No. 4

---

## Articles

NITTA Hitoshi: *Toward an Overall Picture: The Background to Writing The Illusion of the "Living Deity" and "State Shinto"*

## Research Notes

OGAWA Takaaki: *On Bias in Historical Encyclopedias and Key Works Regarding the Imjin War*

NAGATA Irai: *Examining the Relationship and Formation of Asamatake Giki (Asamayama Rites) and Asamayama Engi (Asamayama Origin Tale)*

FUJISAWA Ken: *An Examination of the Curriculum Guidelines and Educational Programs for Students with Health Challenges*

---

Published Quarterly by

The Humanities Research Institute of

Kogakkan University

Ise Japan

---

January 2025